

佐賀市景観計画

佐賀市

はじめに



平成17年10月と平成19年10月の2度の合併により、福岡県と接する北部山麓から有明海に至る広大な佐賀市が誕生しました。新しい佐賀市は、みどり豊かな中山間地、豊かな稔りの田園、縦横無尽に走るクリーク・水路網、そして歴史や文化を継承する城下町など魅力的な資源に満ちあふれています。

本市は、「人と自然が織りなす『やさしさと活力にあふれるまち さが』」を将来像に掲げ、まちづくりを行っています。その中で、まちの魅力や価値を高めていく景観形成は重要な要素のひとつであります。

そこで、本市では、平成2年度に「佐賀市都市景観基本計画」を策定、平成4年度に「佐賀市都市景観条例」を制定しました。マンション建設問題をきっかけとした市民意識の高まりを受けての「都市景観形成地区」の指定、景観に対する影響の大きな建築物等を対象とした「大規模建築物等の届出制度」の運用、「景観賞」の表彰による優れた建築物等の推奨など、これまで様々な景観施策を展開してきました。また、本市は平成16年の景観法制定を受けて、法に基づく「景観行政団体」となり、平成19年度に「佐賀市屋外広告物条例」を制定し、屋外広告物の適正な掲出への誘導に取り組んでいます。このように、本市では現在まで20年以上にわたって、市民の皆様とともに景観行政を推進してきました。

今回の「佐賀市景観計画」は、こうした長年にわたる本市の景観行政の積み重ねの上に成り立っており、本市の良好な景観を次の世代に引き継いでいくことを目標として策定したものです。

この計画を推進していくためには、行政はもちろん、市民、地域やNPOなどの市民団体、企業がそれぞれの役割分担や連携・協力により施策を展開していくことが重要であると考えておりますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画を策定するにあたり、市民意識調査などで貴重なご意見をいただきました市民の皆様、計画策定にご尽力いただきました佐賀市景観計画策定委員会、佐賀市都市景観審議会及び佐賀市都市計画審議会の委員の皆様にご心より厚くお礼申し上げます。

平成24年3月

佐賀市長 秀島敏行

目次

第1章 景観計画の目的	1
1. 景観計画策定の背景と目的	1
2. 本市における景観計画の位置づけ	3
3. 景観形成の考え方	4
4. 市民意識の把握	5
(1) 調査の目的と方法	
(2) 調査結果の概要	
第2章 景観特性と課題	7
1. 景観構造	7
(1) 山、平野、まちによって構成される多様な景観	
(2) 景観軸となる河川、道路	
(3) 景観資源	
2. 各ゾーンの景観特性（現況）と課題	10
(1) 山ゾーン	
(2) 平野ゾーン	
(3) まちゾーン	
3. 良好な景観形成に向けた課題	25
第3章 景観形成の基本理念と基本方針	27
1. 景観形成の基本理念	27
2. 景観形成の基本方針	28
第4章 景観計画区域等の設定	30
1. 景観計画区域	30
2. 景観誘導エリア	31
3. 景観形成地区	32
第5章 市全域（景観形成地区を除く）における良好な景観形成に関する方針と 行為の制限に関する事項	33
1. 届出対象行為	33
2. 景観形成方針と景観形成基準	34
(1) 山ゾーン	
(2) 平野ゾーン	
(3) まちゾーン	
3. 各ゾーンのマンセル表色系を用いた色彩基準	43
(1) マンセル表色系を用いた色彩基準	
(2) 適用除外	

第6章 景観誘導エリアの取り組み方針等	44
1. 佐賀城下町周辺エリア	45
(1) 区域	
(2) 重要性	
(3) 課題	
(4) 方針	
(5) 取り組み方針	
2. 山すそエリア	48
(1) 区域	
(2) 重要性	
(3) 課題	
(4) 方針	
(5) 取り組み方針	
3. 干潟（有明海）エリア	50
(1) 区域	
(2) 重要性	
(3) 課題	
(4) 方針	
(5) 取り組み方針	
4. 山あいの集落エリア	52
(1) 区域	
(2) 重要性	
(3) 課題	
(4) 方針	
(5) 取り組み方針	
5. 田園クレーク集落エリア	54
(1) 区域	
(2) 重要性	
(3) 課題	
(4) 方針	
(5) 取り組み方針	

第7章 景観形成地区における良好な景観形成に関する方針と 行為の制限に関する事項等	56
1. 届出対象行為	56
2. 景観形成方針と景観形成基準等	57
(1) 長崎街道・柳町景観形成地区	
(2) 城内景観形成地区	
3. 各地区のマンセル表色系を用いた色彩基準	67
(1) マンセル表色系を用いた色彩基準	
(2) 適用除外	
第8章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定に関する事項	68
第9章 屋外広告物の表示等の制限に関する事項	69
第10章 景観重要公共施設の整備に関する事項	70
第11章 景観形成の推進方策	71
1. 協働で進める景観づくり	71
(1) 市民の役割	
(2) 事業者の役割	
(3) 行政の役割	
(4) 団体（景観づくりに関する活動を行うNPO法人、地域団体など）の役割	
2. 景観施策の展開	72
(1) 市民意識の醸成	
(2) 景観計画の運用	
(3) 行政による先導的な景観形成	
(4) 関連施策・制度の活用	
参考資料	79
1. 色彩について	79
(1) 色彩の基礎知識	
(2) マンセルカラーチャートを用いた具体的な色の例	
2. 用語解説	83

第1章 景観計画の目的

1. 景観計画策定の背景と目的

日本のまちづくりは、高度経済成長を背景として、経済性や機能性が優先され、美しさへの配慮が欠けてきた現状があります。昭和50年頃から、全国の地方公共団体において、地方自治法に基づく景観条例（自主条例）の制定をはじめとした様々な取り組みがなされてきました。

このような中、平成15年、国土交通省は「美しい国づくり政策大綱」（*P83）を公表し、行政の方向を美しい国づくりへと大きく舵を切ることを宣言しました。そして、平成17年、我が国で初めて景観を対象とした基本的かつ総合的な法律として、「景観法（*P84）」を全面施行しました。これらは、全国各地で行われてきた自治体による景観条例制定や市民による景観訴訟など、景観に対する社会的関心の高まりを背景として行われた政策です。

本市においても、平成2年度に、「佐賀市都市景観基本計画」を策定、平成4年度に「佐賀市都市景観条例」を制定し、市街地におけるマンション建設問題をきっかけとした市民意識の高まりを受けての都市景観形成地区の指定、大規模建築物等の届出制度や景観賞の表彰等、様々な景観施策を行ってきました。さらに、平成17年度には景観行政団体（*P83）となり、平成18年度に景観計画（*P83）を策定し、これまで自主条例による緩やかな景観誘導を図ってきました（本市の景観施策についてはP2の表を参照）。

しかし、自主条例による取り組みには限界があり、近年では、周辺と不調和な建築物等が見られるようになり、本市の魅力的な景観に新たな課題が生じてきました。また、2度の市町村合併による市域の拡大によって、新たな景観特性や景観資源を有することになりました。

このような状況に対応するため、本計画は、市域の拡大などを踏まえ、本市の自然、歴史、文化等を活かし、市民が地域に対する誇りと愛着を持てる魅力ある地域の形成を図ることを目的として策定するものであり、本市における今後の景観施策を実現していくための基本的方向や景観法に基づく実効性のあるルールを定めています。



佐賀市らしい景観

■本市における景観施策の取り組みの経過は以下のとおりです。

年 度	施策等	
平成2年度	佐賀市都市景観基本計画の策定（3月） ・都市景観の基本方針を示す	・景観行政のスタート。条例の制定により景観形成の仕組みの骨格が形成された。
平成4年度	佐賀市都市景観条例の制定（6月）、施行（7月）	
平成7年度	大規模建築物等の届出制度の開始（7月）	
平成9年度	景観賞の表彰制度の開始 ・平成23年度までに60件を表彰	・柳町地区や城内地区は、マンション建設問題をきっかけに景観保全への意識の高まりをみせる。それにより、地域主導のルールづくりが実践され、「都市景観形成地区」に指定。
平成11年度	長崎街道・柳町都市景観形成地区の指定（7月） ・長崎街道の歴史性を活かしたまちづくり	
平成14年度	城内都市景観形成地区の指定（12月） ・佐賀城跡、お堀やみどりなど、城下町佐賀の風情を活かしたまちづくり 都市景観重要建築物等の指定制度の開始 ・平成23年度までに29件を指定	
平成17年度	佐賀県から屋外広告物事務の権限移譲（4月） ・主要幹線道路周辺、一般広告物が対象 景観行政団体に移行（6月）	・国レベルで景観に対する意識が高まり、景観法が制定された。 ・新しい景観づくりの第一歩として屋外広告物の誘導を始める。交差点等の広告物撤去など、先進的な取り組みにより一定の成果をあげる。 ・合併による市域の拡大に伴い、新たな景観特性への対応、法制度への対応のため法委任条例制定及び景観計画変更。
平成18年度	佐賀市景観計画の策定（運用は法委任条例制定後）（3月）	
平成19年度	佐賀市屋外広告物条例の制定（7月） ・対象エリアを市全域に拡大 ・自家用広告物も規制の対象とした 佐賀市都市景観基本計画の改定（3月）	
平成20年度	佐賀市屋外広告物条例の施行（4月）	
平成23年度	佐賀市景観条例（法委任）の制定（10月） 佐賀市景観計画の変更（1月）	

表：本市における景観施策



歴史的建造物が建ち並ぶ「長崎街道・柳町景観形成地区」



お堀景観が美しい「城内景観形成地区」

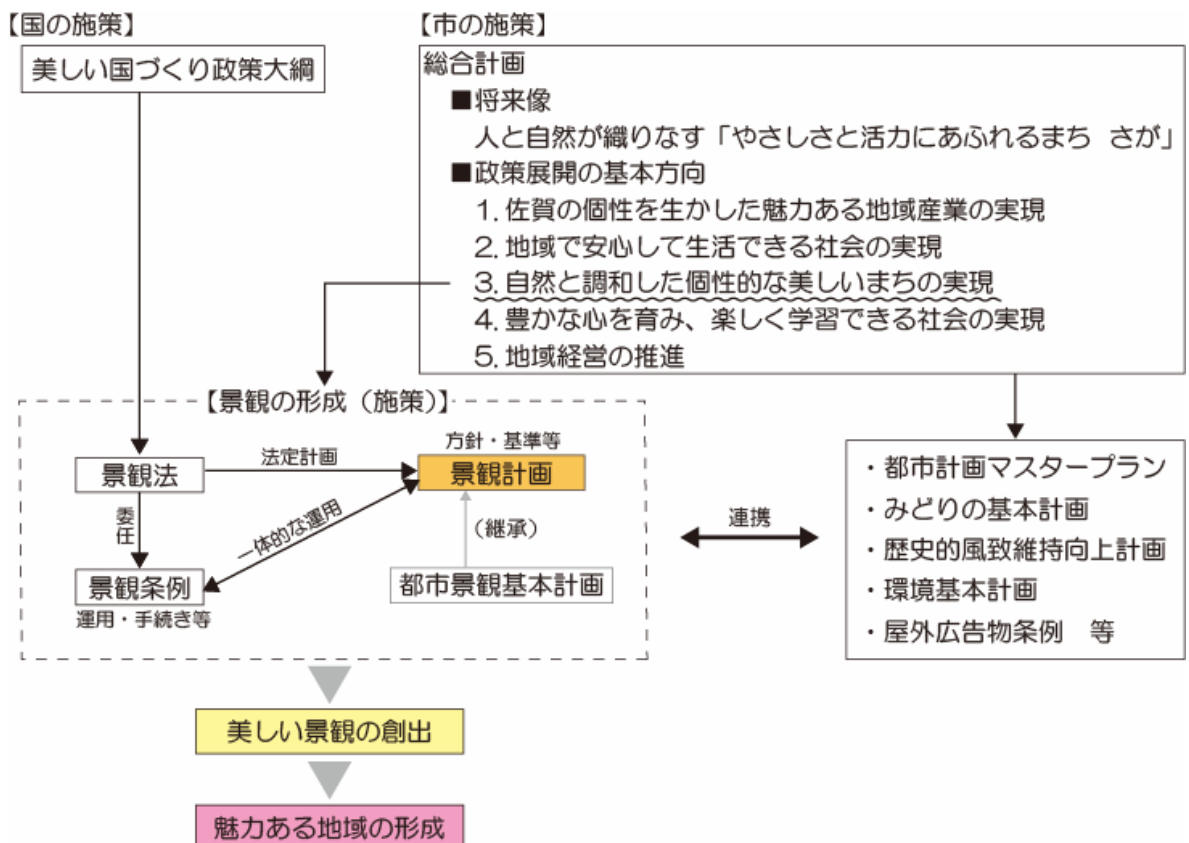
2. 本市における景観計画の位置づけ

第一次佐賀市総合計画では、「人と自然が織りなす『やさしさと活力にあふれるまちさが』」を将来像に掲げ、5つの政策展開の基本方向に沿って38施策に取り組んでいます。政策展開の基本方向の中の「自然と調和した個性的な美しいまちの実現」のために、「景観の形成」が具体的施策のひとつとしてあることから、景観法に基づく景観計画をはじめ、これまで実施してきた様々な景観施策を効果的に運用することが重要となります。

本計画では、総合計画を上位計画とし、都市計画マスタープラン(*P84)、みどりの基本計画(*P85)、歴史的風致維持向上計画(*P85)、環境基本計画(*P83)などの関連計画や関連施策と連携を図り、美しい景観を創出し、魅力ある地域の形成を目指します。

以上のような背景を受け、本計画は、佐賀市都市景観基本計画及び佐賀市都市景観条例を踏まえ、景観法に基づき、良好な景観づくりに向けた景観形成基準等や様々な景観施策を定めた、総合的な計画として位置づけます。

※景観計画の位置づけについては下記のとおりです。



図：本市における景観計画の位置づけ

3. 景観形成の考え方

【考え方1】景観の価値を共有し、役割分担と協働により施策を展開する

景観は、その地域の自然、地形、気候と、その中で人々によって積み上げられてきた暮らしや活動の結果として表れるものです。したがって、目に見えるカタチとしての景観が変容していくことは避けられませんし、そのこと自体は大きな問題ではありません。むしろ、魅力ある景観を維持していくためには、そこでの人々の暮らしや活動も含めた景観保全の方策を検討する必要があります。

つまり、魅力ある景観の保全には、目に見えるカタチに限定せずに、人々の営為*といった無形の部分も含めて、本当にその地域をその地域たらしめているものを理解し、これを守っていくことが重要となります。そのためには、そこで暮らす人々と対話をしながら、皆で守っていくものの価値を共有し、関係する者同士で互いに役割分担しながら、協働により施策を展開していくことが重要となります。

【考え方2】景観を地域づくりの「手段」として活かす

全国には、魅力的な景観の形成によって、市民の快適な暮らし、さらには地域の活性化を実現している地域が少なからず存在しています。魅力ある地域の実現に向けて、水辺の再生に取り組んでいる地域、オープンスペース(*P83)の環境の充実や維持に取り組んでいる地域などの事例を見れば、公共事業を中心とした質の高い空間整備等により、良好な景観形成を図ることが、地域づくりの戦略的な手段であることは疑う余地がありません。

景観形成は、その成果が目に見えてわかりやすく、その価値や意味が共有可能なものであるため、そこで暮らす人々の意識に働きかける効果的な道具としての性格も持っています。したがって、本市が展開する景観施策は、こうした景観の性格を意識した戦略的なものである必要があります。



山間部での農作業（富士町）



戸ヶ里漁港の船溜まり
【平成21年度 景観賞】（川副町）

* 営為：人が日々いとなむ仕事や生活

4. 市民意識の把握

(1) 調査の目的と方法

本調査は、景観計画の策定にあたり、今後の景観施策の方向性について、市民のニーズや意向を把握することを目的としています。

調査は郵送による方法と、市政モニター制度により行いました。郵送による調査は、20歳代、30歳代、40歳代、50歳代、60歳以上の各世代から、それぞれ無作為に抽出し、合計3,000人の方を対象に行いました。市政モニター制度では、336人を対象に行いました。

○調査期間

一般市民（無作為抽出）	平成21年10月9日～平成21年10月31日
市政モニター	平成21年10月13日～平成21年10月26日

○配布・回収結果

	配布数	回収数	回収率
一般市民（無作為抽出）	3,000通	950通	31.7%
市政モニター	336通	123通	36.6%
全体	3,336通	1,073通	32.2%

(2) 調査結果の概要

①佐賀市の景観について

佐賀市全体の景観について	<ul style="list-style-type: none"> ・佐賀市全体の景観について、「美しい」が9.3%、「美しい面もある」が52.9%であり、合わせて6割を超えていました。 ・また旧市町村別では、各市町村とも「美しい」「美しい面もある」の回答で約半数を占めており、旧富士町、旧三瀬村では「美しくない」と答えた割合は0%でした。
美しいと感じる場所	<ul style="list-style-type: none"> ・自由記述により、上位10件は以下のようになりました。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 県庁周辺（85）、田園風景（78）、佐賀城跡周辺（68）、城内の堀・遊歩道（67）、多布施川沿い（62）、街路樹（42）、山なみ（34）、東与賀海岸・有明海（33）、どん³の森（22）、自然（20） </div>
佐賀市の良さを損ねている景観	<ul style="list-style-type: none"> ・「管理されていない田畑や殺伐とした空き地が増えていること」が37.3%、「豊かな自然の緑や水辺などが減少していること」が29.6%、「街路樹や公園など、まちの中に緑が少ないこと」が24.9%でした。
今後重点的な整備や積極的な保全が必要な景観	<ul style="list-style-type: none"> ・「佐賀駅から県庁までをつなぐシンボルロードや中心市街地の景観」が39.8%で最も多く、「お堀や楠木等を含めた城内周辺の景観」が36.5%、「市街地の憩いの場となる多布施川やクリーク等の水辺の景観」、「清流が流れ、樹林等の自然の緑を身近に感じる森林景観」が同率で27.4%でした。

②良好な景観整備のためのルール・仕組みについて

景観法に基づくルールを定めることについて	・「積極的にルールを設けるべきである」が 33.6%、「どちらかといえばルールを設けるほうが良い」が 45.2%であり、合わせて 8割程度の方がルールを必要だと感じています。
どのようなルールが必要か	・「全市的に緩やかなルールを設け、重要な地区についてきめ細やかなルールを設ける」が 58.2%と約 6割を占め、続いて「全市的なルールは設けず、景観上、重要な地区に限り、ルールを設ける」が 17.0%でした。

③色彩について

周辺と調和していないと感じること	・「よくある」が 4.8%、「ときどきある」が 40.1%であり、合わせて約半数を占めています。 ・しかし、「わからない」と回答した人も 25.8%と 4分の1程度いました。
調和していないと感じるもの	・「周辺の景色や風景と色合いの違う屋外広告物、看板」が 47.7%、続いて「周辺の景色や風景と色合いの違う大規模な店舗、マンション、工場などの建物」が 41.7%、「周辺の景色や風景と色合いの違う幹線道路沿いの店舗、ビルなど」が 31.7%でした。

④景観づくりの取り組みについて

市に期待すること	・「景観づくりに関する情報をわかりやすく提供してほしい」が 58.6%と特筆して多く、「市民・事業者・行政がともに景観について考える協議会などをつくってほしい」が 27.7%でした。
----------	---

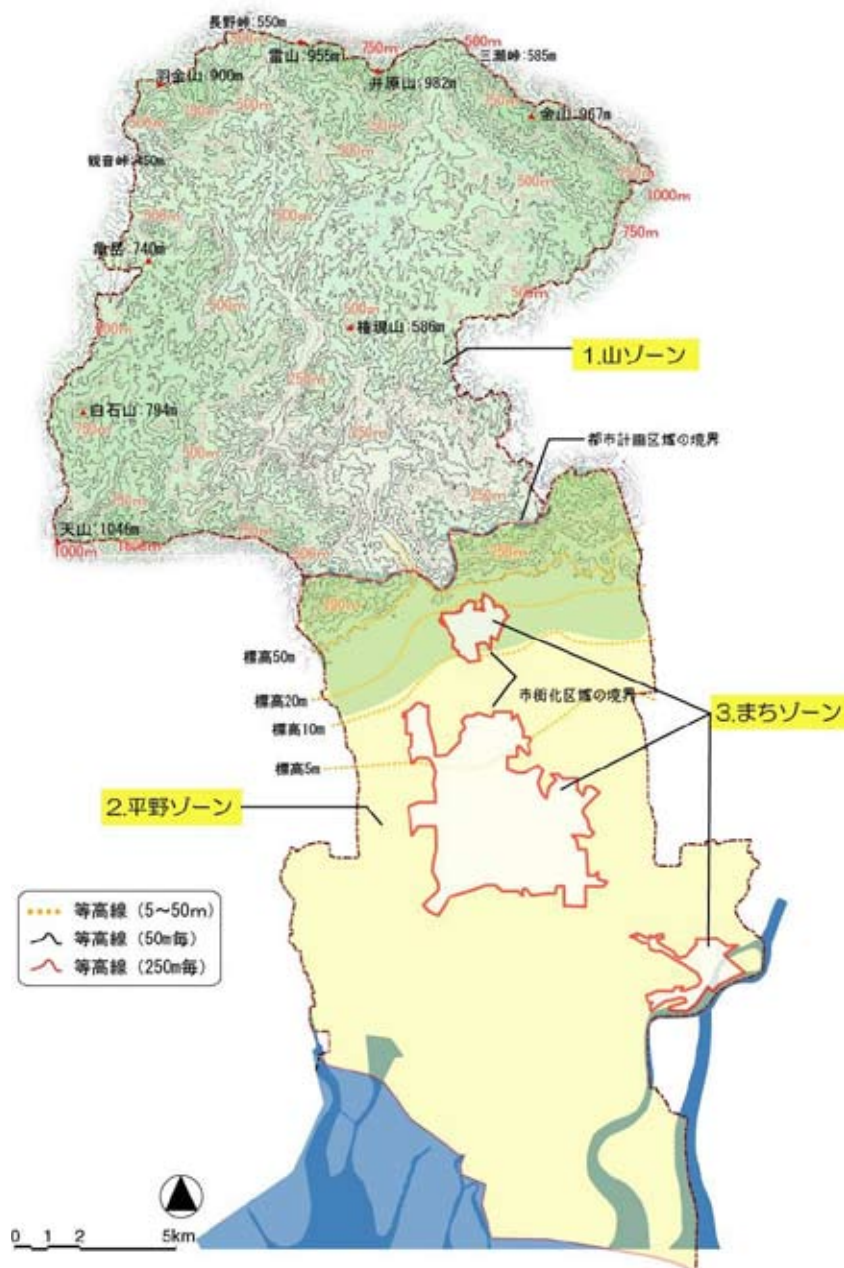
第2章 景観特性と課題

1. 景観構造

(1) 山、平野、まちによって構成される多様な景観

本市の景観は、北部の脊振山系から、南部の有明海沿岸に至る、山、谷、斜面地、平野、有明海などの様々な地形と、その上で営まれている土地利用によってつくり出される多様性が大きな特徴となっています。

これらの多様な景観に対して、場所ごとに適切な対応を施していくために、市全体の景観を大きく①山ゾーン、②平野ゾーン、③まちゾーンに分けて理解することが有効であると考えます（各ゾーンの景観特性は第2章2、範囲は第4章に後述します）。



図：佐賀市の地形

(2) 景観軸となる河川、道路

①河川

嘉瀬川は、脊振山系を源流とし、本市を南北に縦断しており、さらに石井樋(*P83)から分流する多布施川は市街地を流れ、本市はこれらの川を軸としたひとつの流域を形成しています。

さらに、筑後川、巨勢川、城原川等の河川も市内を南北に流れており、嘉瀬川、多布施川とともに、山から有明海へと向かう景観構造を強調する景観軸として存在しています。これらの河川沿いには桜並木や漁村集落、旧城下町等が存在し、本市の自然と歴史・文化、暮らしを伝えるシンボリックな存在としてとらえることができます。

②道路

国道 207 号や国道 34 号、長崎自動車道などの地域を結ぶ数々の交通網が、市域を東西に横断しているのが特徴となっています。これら東西方向の道路軸に加え、市域を南北に貫く道路軸としての国道 263 号や空港道路、市街地を取り囲む環状道路等が整備されています。これによって、北の「佐賀大和インターチェンジ」、中央部の「JR 佐賀駅」、南の「佐賀空港」という三つの交通拠点が大きな道路軸で結ばれています。

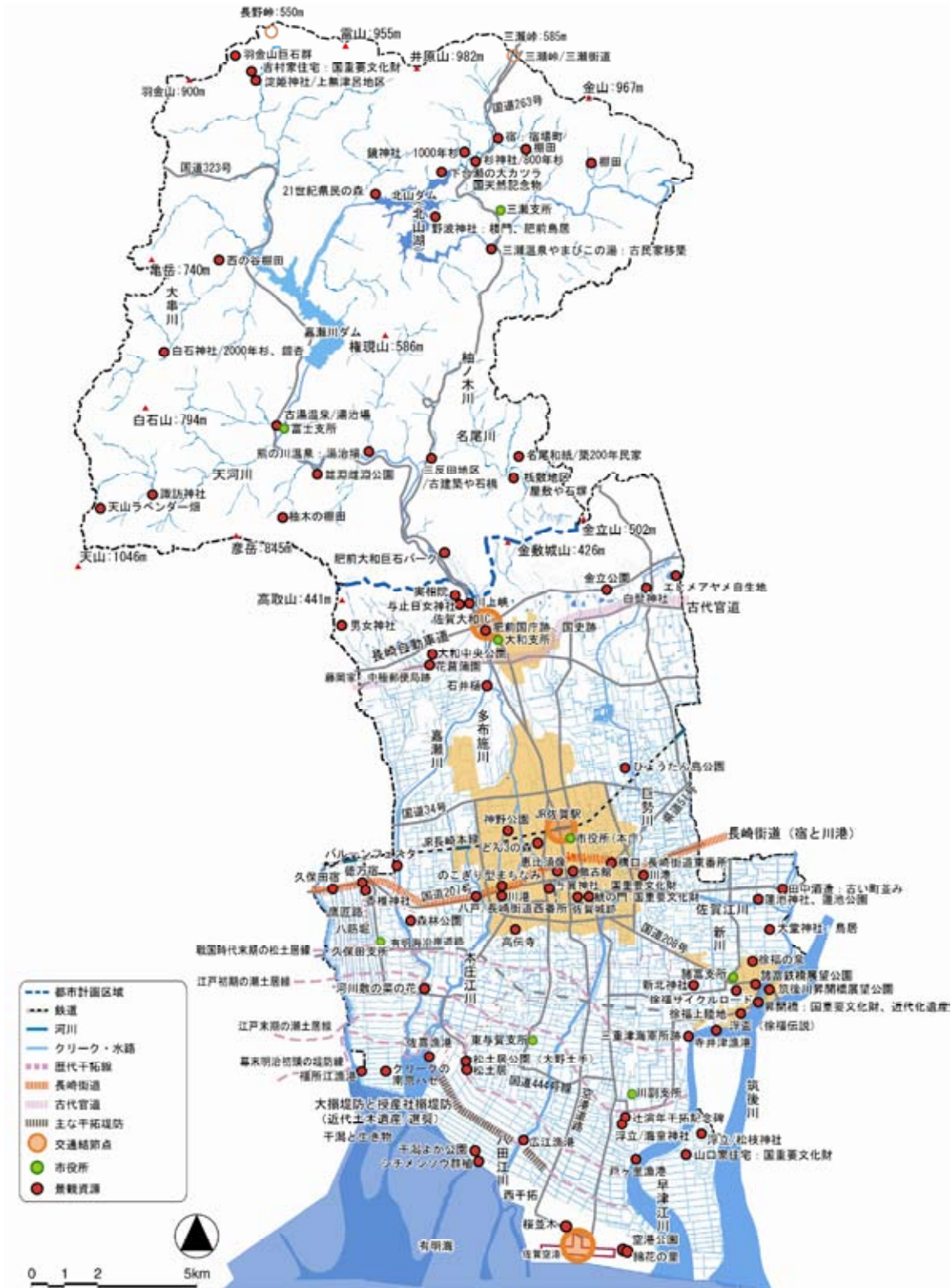


図：佐賀市内の河川と幹線道路

(3) 景観資源

市内には、本市の景観を特徴づける景観資源が随所に見られます。

樹齢約1,000年の杉の巨木、営農活動とともに残る棚田や河川等の自然的資源、本市の歴史をしのばせる寺社や歴史的建造物などの歴史的資源、市民の憩いの場となっている公園や文化施設等の都市的資源などが数多く存在します。また、干潟（有明海）やバルーンフェスタなど、季節や時間を感じることでできる景観資源もあります。

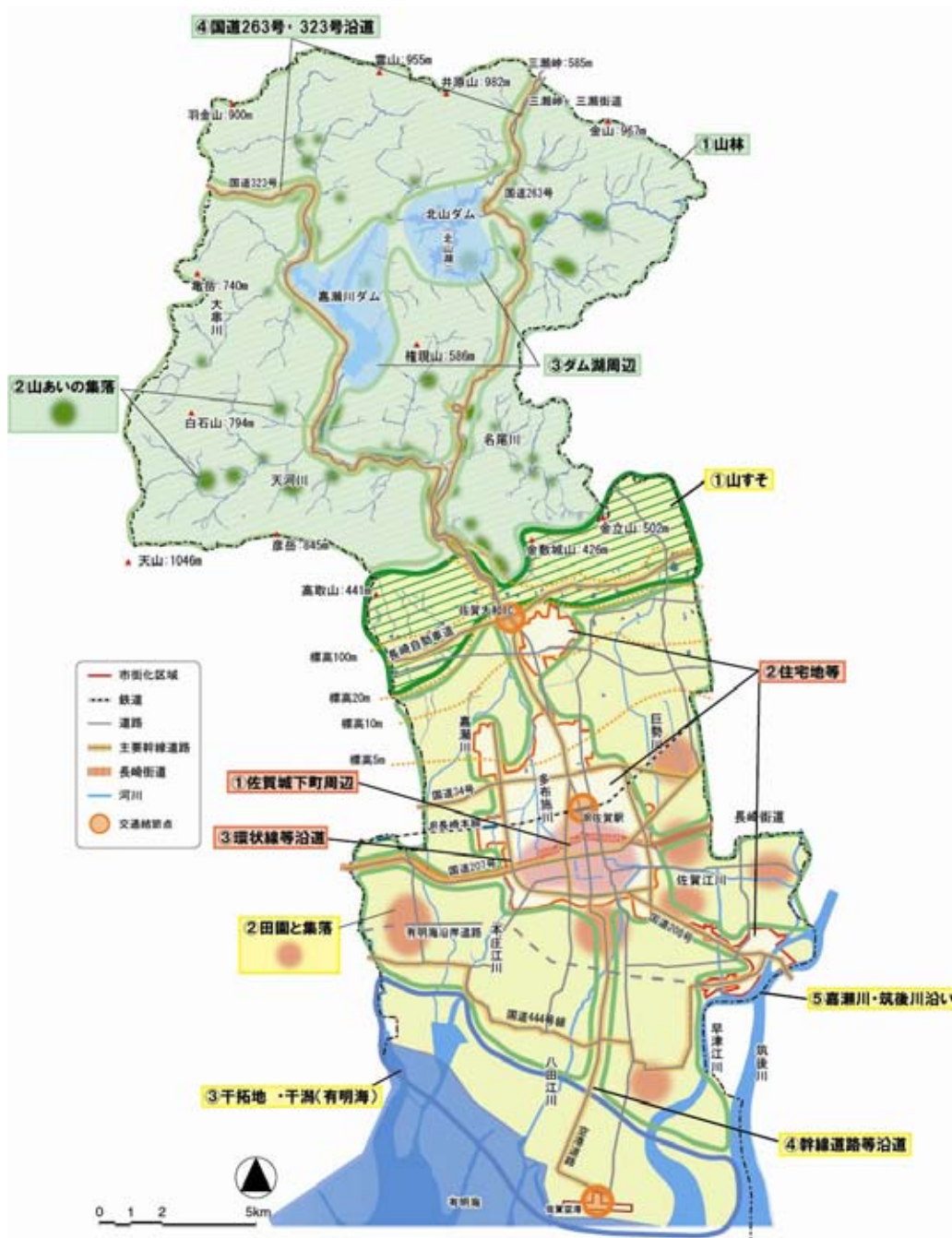


図：佐賀市の景観資源

2. 各ゾーンの景観特性（現況）と課題

各ゾーンの詳細な景観特性（現況）と課題を把握するため、各ゾーンを以下のように分類し、整理しました。

	(1) 山ゾーン	(2) 平野ゾーン	(3) まちゾーン
分類	①山林	①山すそ	①佐賀城下町周辺
	②山あいの集落	②田園と集落	②住宅地等
	③ダム湖周辺	③干拓地・干潟（有明海）	③環状線等沿道
	④国道 263 号・323 号沿道	④幹線道路等沿道	
		⑤嘉瀬川・筑後川沿い	

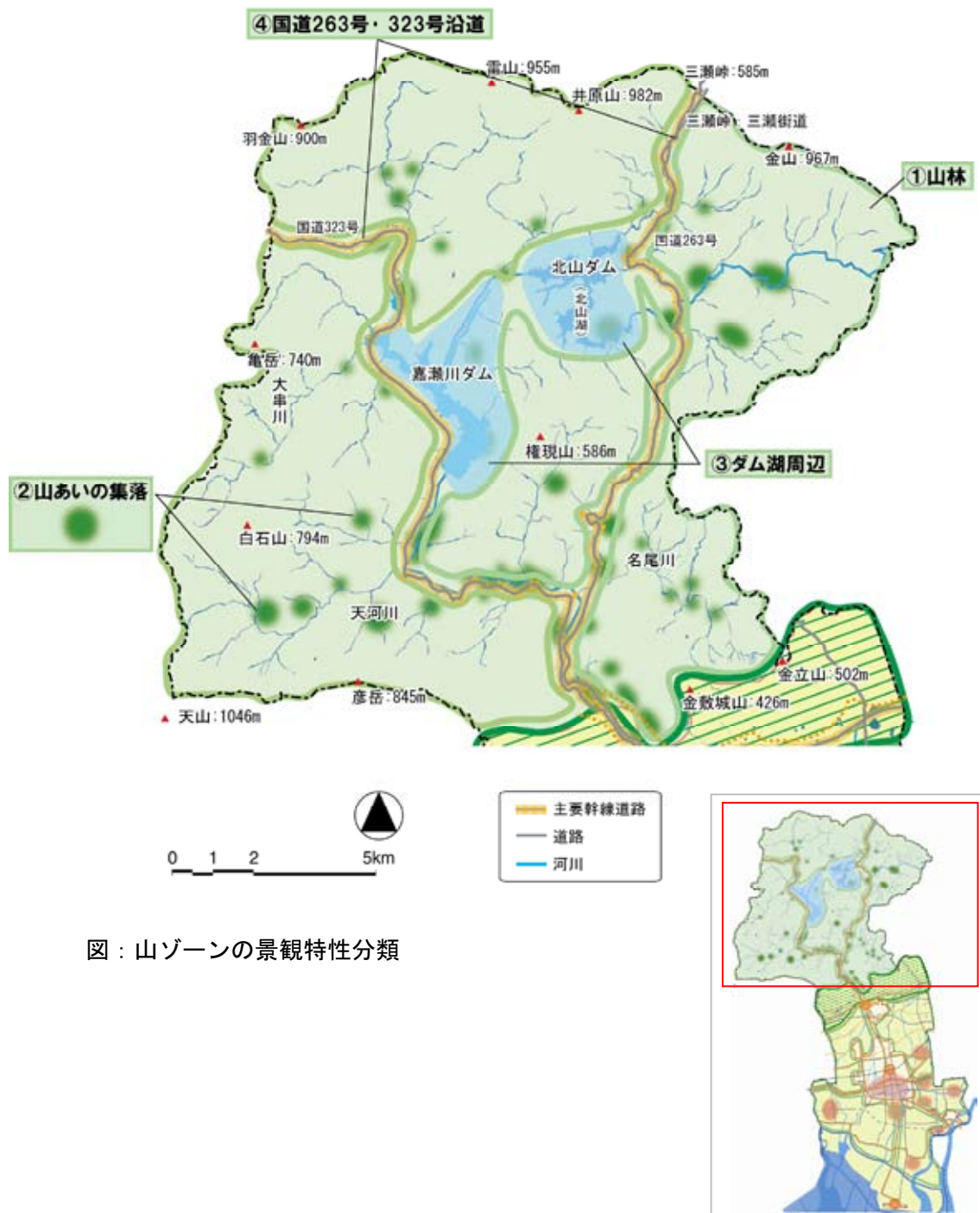


図：各ゾーンの景観特性分類

(1) 山ゾーン

脊振山系のみどり豊かな山林が、大部分を占めており、山あいには、農地と集落が一体となった、懐かしさが感じられる景観を形成しています。また、山林に取り囲まれるように北山ダムや嘉瀬川ダムが位置し、唐津市や福岡市へ繋がる国道がゾーンの南北を貫いています。

このことから、山ゾーンにおいては、①山林、②山あいの集落、③ダム湖周辺、④国道263号・323号沿道に分類し、景観特性（現況）と課題を整理しました。



図：山ゾーンの景観特性分類

①山林

【景観特性（現況）と課題】

- ・市の北部は、金山、雷山、羽金山や権現山等の脊振山系の山なみが連続し、豊かなみどりを形成しています。また、山々を源とする豊富な水等の自然資源を有しており、景観としての役割のみならず、水源かん養機能(*P84)、生物多様性(*P84)の維持、国土や自然環境の保全機能(*P84)等、様々な機能を担っています。
- ・近年、自然豊かな環境を重視するライフスタイル意識の高まりにより、山間部への居住要望も高く、宅地開発も見られます。
- ・山間部の景観の中で目立つ色彩の建築物や、山なみの眺望をさえぎる高さの建築物等により、みどり豊かな山林景観に調和していない場所も見られます。



脊振山系の山なみ



雪化粧の美しい羽金山（標高 900m）



嘉瀬川源流（三瀬村）

②山あいの集落

【景観特性（現況）と課題】

- ・みどり豊かな山林に囲まれた山あいの集落は、棚田や段々畑、家屋、河川等によって構成され、のどかで懐かしさを感じさせる景観となっています。集落内には古い様式の農家住宅や神社等も点在しています。嘉瀬川上流の山あいには、古湯温泉や熊の川温泉が昔ながらのまちなみを残しており、風格のある温泉地の風情を醸し出しています。
- ・このような集落景観は、山あいで自然とうまく付き合いながら^{れんめん*}と生きてきた人々の暮らしの結果として存在しています。
- ・これらの自然と人が織りなす集落景観は、今後の本市の景観形成において模範的な役割を担うものであり、これをできる限り維持していくとともに、市民全体における十分な理解を促進していく必要があります。
- ・建築物、橋やガードレール等の公共施設の色彩が、のどかな山あいの集落景観に調和していない場所も見られます。



棚田と一体となって形成される
農村集落景観（富士町）



山間部の田園と集落（三瀬村）



古湯温泉のまちなみ（富士町）

* 連綿：永く続いて絶えないこと

③ダム湖周辺

【景観特性（現況）と課題】

- ・三瀬や富土地域に広がる山々の中心に位置する北山ダムや嘉瀬川ダムは、豊かなみどりを映し出す大きな湖水景観を形成しています。
- ・四季で移り変わる景観が美しく、市民が自然と触れ合える場所であり、みどりと水のレクリエーション拠点として親しまれています。
- ・橋やガードレール等の公共施設の色彩が、みどり豊かなダム湖周辺の景観に調和していない場所も見られます。



市民の憩いの場である北山ダム湖



レクリエーション拠点として期待される嘉瀬川ダム



④国道 263 号・323 号沿道

【景観特性（現況）と課題】

- ・国道 263 号は福岡市と本市を結ぶ主要道路で、近年観光向けの店舗等が立地し、賑わいを見せています。
- ・国道 323 号は、唐津市と繋がる主要道路で、沿道には古湯温泉や熊の川温泉、嘉瀬川ダム等が立地しています。
- ・みどり豊かな景観に囲まれ、ドライブスポットとして親しまれていますが、山なみの眺望をさえぎる高さの建築物等や必要以上に大きい屋外広告物により、潤いのある沿道景観が損なわれている場所も見られます。



みどり豊かな沿道景観（左：国道 263 号、右：国道 323 号）

観光地として賑わいのある
国道 263 号沿道

■山ゾーンにおける景観資源の分布



図：山ゾーンの景観資源

(2) 平野ゾーン

ゾーンの北部では山すそが東西に広がり、平野側からの眺望景観の背景となっています。市街地を囲むように、集落やクリーク・水路と一体となった田園が広がり、さらに南には干拓地や干潟（有明海）が広がっています。また、佐賀空港や佐賀大和インターチェンジに繋がる幹線道路がゾーンの南北を貫き、嘉瀬川や筑後川がゾーンの西端、東端を雄大に流れています。

このことから、平野ゾーンにおいては、①山すそ、②田園と集落、③干拓地・干潟（有明海）、④幹線道路等沿道、⑤嘉瀬川・筑後川沿いに分類し、景観特性（現況）と課題を整理しました。



図：平野ゾーンの景観特性分類

①山すそ

【景観特性（現況）と課題】

- ・標高 400～500mの^{きんりゅうざん}金立山、^{かなしきじょうやま}金敷城山、^{たかとりやま}高取山などは、平野側からの眺望の重要な構成要素であり、また、長崎自動車道からも望見しやすいため、景観的に重要な場所となっています。
- ・山、平野、まち、海へとつながる流域を形成している本市において、山ゾーンと平野ゾーンの境界に位置する山すそには、緩やかな斜面を利用した果樹園などが広がり、標高 15～100m付近には谷間に埋もれるように、ため池や古墳が点在しています。
- ・山すそにおける営農活動やため池の維持管理活動等によって、水源かん養機能や生物多様性等が維持されているという意味においても、重要な場所であるといえます。
- ・特に、自然と人が織りなす農村集落景観は、文化的景観(*P85)としての社会的評価が高まってきており、積極的な保全が求められます。
- ・山林の一部が削られ、山肌がむき出しになっている場所や、山なみの眺望をさえぎる建築物等により、みどり豊かな山すそ景観が損なわれている場所も見られます。



平野側からの背景となる山なみ
(久保泉町)



自然豊かな山すそ景観（金立町）



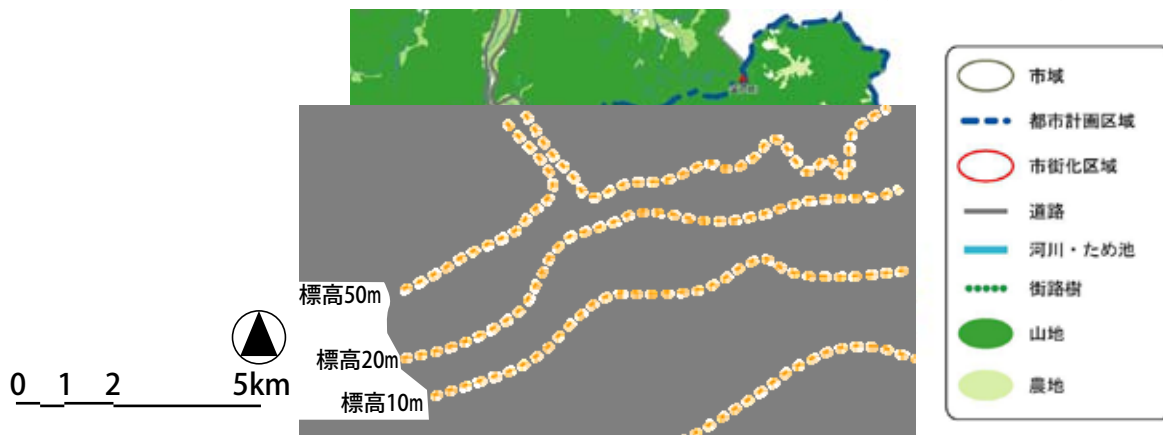
山すそに点在するため池
(観音寺堤：金立町)



緩やかな斜面を利用した果樹園（大和町）



山すそに点在する古墳
(船塚古墳：大和町)



図：土地利用現況（「佐賀市みどりの基本計画」より抜粋）

②田園と集落

【景観特性（現況）と課題】

- ・市街地を取り囲むように田園が広がり、クリークや水路が縦横無尽に走っています。クリークや水路は、灌漑の機能としてだけでなく、治水等の機能も有しています。
- ・広がりある農地の中に島のように集落が寺社とともに点在し、クリークや水路と一体となった農村集落景観を形成しています。このような農村集落の景観は、水不足に悩まされた佐賀平野において、自然とうまく付き合いながら^{れんめん}連綿と生きてきた人々の暮らしの結果として存在しています。
- ・蓮池のように、かつて佐賀城下の物流を担っていた佐賀江川と、当時の面影を残す歴史的建造物や町割が一体となって見られる集落も存在しています。
- ・船、船着場、家屋、水路等によって構成される漁村集落の景観は、有明海の豊かな土壌を活かしながら、連綿と生きてきた人々の暮らしの結果として存在しています。
- ・これらの自然と人が織りなす集落景観は、今後の本市の景観形成において模範的な役割を担うものであり、これをできる限り維持していくとともに、市民全体における十分な理解を促進していく必要があります。
- ・目立つ色彩の建築物等により、のどかで広大な田園景観に調和していない場所も見られます。



広大な佐賀平野の農地

城下町の風情と水運の歴史が残る蓮池町



クリーク・水路、集落が一体となった田園景観【巨勢町（左：航空写真）】

③干拓地・干潟（有明海）

【景観特性（現況）と課題】

- ・雄大な干拓地田園景観が広がっています。
- ・長年にわたる干拓により、各時代の堤防等が干拓地景観のアクセントとなり、干拓の歴史を伝える遺産として残っています。
- ・干潟（有明海）は、時間の流れによって潮の干満や沖へ向かう漁船等の異なる表情を見ることができます。また、季節の変化とともにシチメンソウの紅葉や海苔ひび*が広がる、特徴的な景観を見ることができます。シチメンソウは、市民団体によって種まきや清掃などの活動により保全されており、このような活動を推奨、支援していくことが求められます。
- ・干潟（有明海）は、ムツゴロウや野鳥など希少生物の生息域になっており、景観としてだけでなく、生物多様性が維持されているという意味においても、重要な場所であるといえます。



広大な干拓地田園景観



干拓の歴史を伝える堤防
【大搦・授産社搦堤防周辺：
平成20年度 景観賞】
（東与賀町）



自然豊かな干潟（有明海）、
季節によって色を変えるシチメンソウ

④幹線道路等沿道

【景観特性（現況）と課題】

- ・空港道路は、佐賀空港からの来訪者に対する玄関口であり、市街地へ向けて広がりのある沿道景観を形成しています。
- ・国道263号は、佐賀大和インターチェンジから市街地に来訪者を迎える導入部であり、賑わいのある沿道景観を形成しています。
- ・大型の屋外広告物が乱立することにより雑然とした印象を与え、玄関口としての魅力や、広がりのある沿道景観が損なわれている場所も見られます。



佐賀平野を縦断する空港道路



賑わいと潤いの両立を図っていききたい沿道景観
（左：国道263号、右：国道207号）



* 海苔ひび：養殖ノリを付着生育させる資材（網など）のこと

⑤嘉瀬川・筑後川沿い

【景観特性（現況）と課題】

- ・嘉瀬川は脊振山系を源流とし、佐賀平野を雄大に南流し、有明海に注いでいます。広大な河川敷ではパルーンフェスタ等のイベントやゴルフ場等のレクリエーションの場として利用されています。
- ・筑後川沿いは漁港が点在し、また、木材等の運搬をはじめとした産業景観の役割を果たしながら、雄大に流れています。
- ・三重津海軍所跡は、筑後川の支流である早津江川河口に位置し、現在は公園として利用され、当時の海軍所の景観をよく残しています。
- ・ガードレール等の公共施設の色彩が、みどり豊かで雄大に流れる河川景観に調和していない場所も見られます。



雄大に流れる嘉瀬川、河川敷はレクリエーションの場



嘉瀬川と多布施川に分流する石井樋
(大和町)

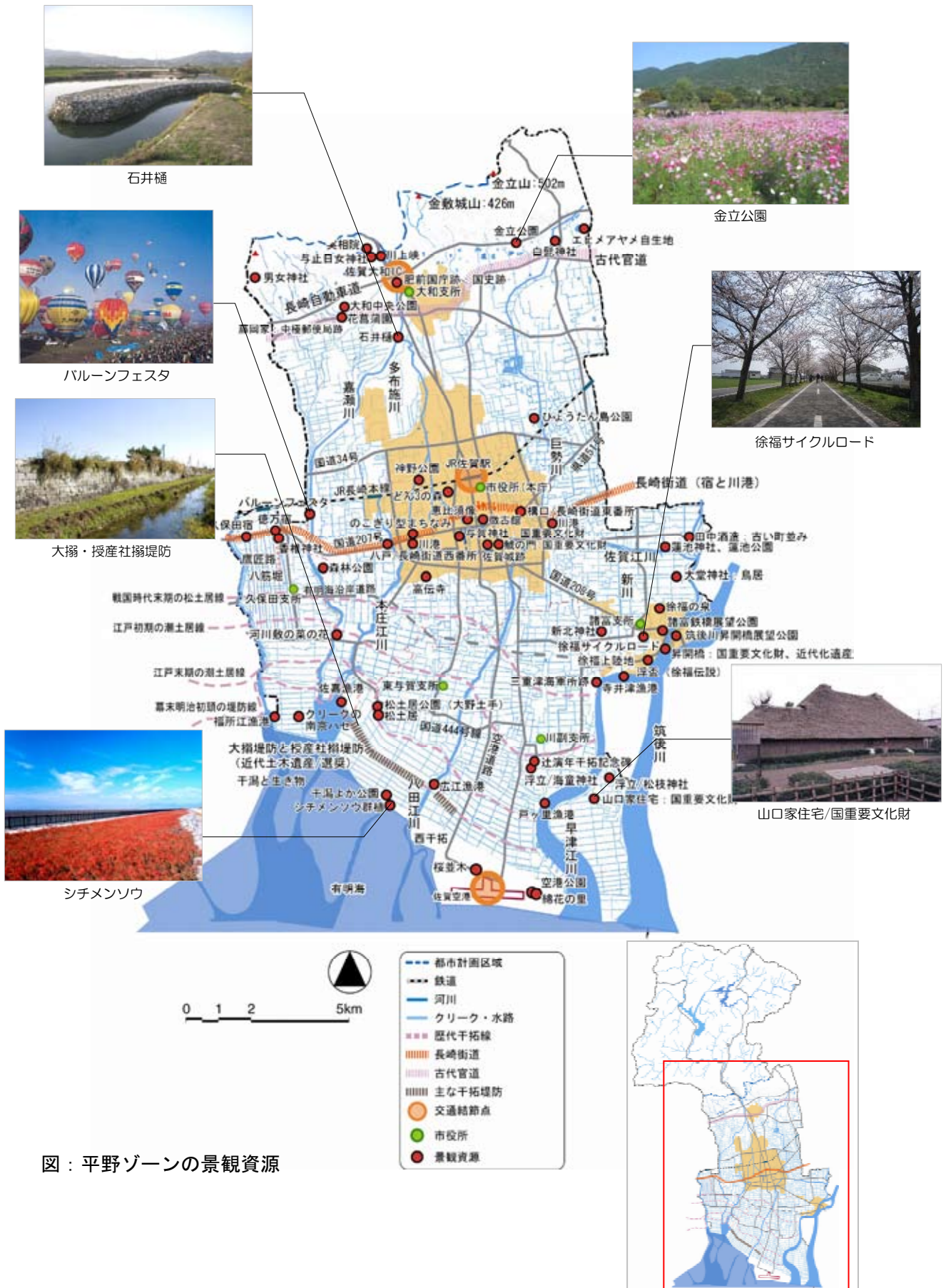


雄大に流れる筑後川と国重要文化財の昇開橋



当時の景観を良く残す三重津海軍所跡
(川副町)

■平野ゾーンにおける景観資源の分布

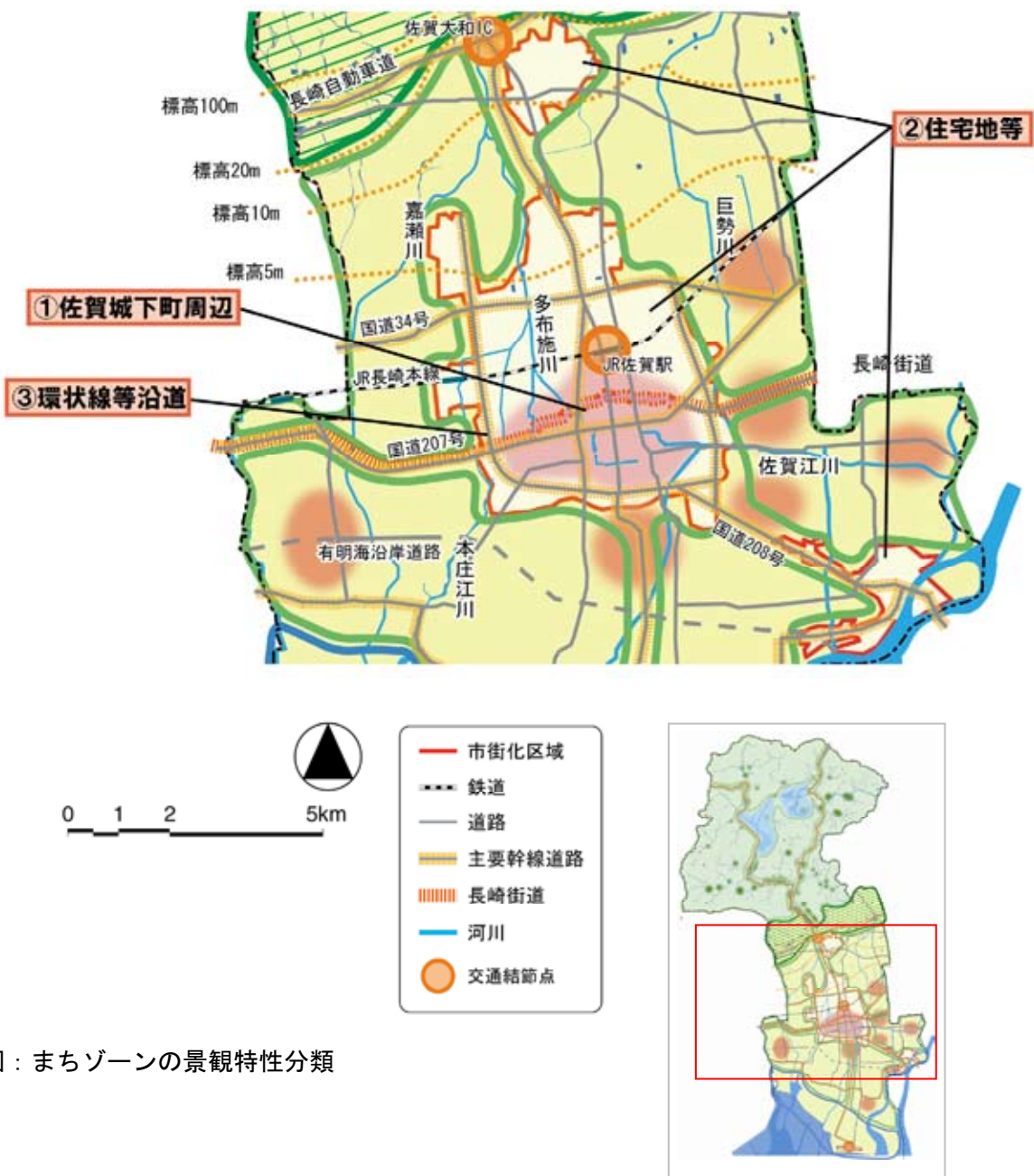


図：平野ゾーンの景観資源

(3) まちゾーン

ゾーンの中心部は、城内、長崎街道、佐賀駅、商業地等から構成され、本市の歴史的、都市的要素が集中する地域です。その周りを取り囲むように住宅地等や環状線があります。

このことから、まちゾーンにおいては、①佐賀城下町周辺、②住宅地等、③環状線等沿道に分類し、景観特性（現況）と課題を整理しました。



図：まちゾーンの景観特性分類

①佐賀城下町周辺

【景観特性（現況）と課題】

- ・佐賀駅周辺は、マンションや商業ビルなど高層の建築物が集中しています。
- ・シンボルロード周辺は、個性ある店舗が建ち並び、セットバックや緑化等、みどり豊かでゆとりある街路景観・商業地景観を形成しています。
- ・佐賀城跡や城下町周辺は、お堀や町割が残り、水とみどりが調和した風格のある景観を形成しています。町家や風格ある武家屋敷が点在し、城下町の歴史的雰囲気が残っています。
- ・長崎街道は、町家等の歴史的建造物が点在するとともに、のこぎり型まちなみと町割により当時の面影が感じられます。また、長崎街道を中心に、広い範囲に恵比須像を見ることができます。
- ・中心市街地を東西に松原川が流れ、水とみどりに親しむことができる遊歩道が整備されています。
- ・佐賀駅とシンボルロードを中心とした商業地域は、本市の顔（シンボル）として重要であり、賑わいのある都市景観の再生が求められています。また、佐賀城跡や柳町地区等を中心とした歴史景観は、城下町佐賀の歴史を伝えるものであり、本市の観光拠点としても重要な役割を担っています。
- ・空き店舗の増加により、潤いと賑わいのある連続したまちなみ景観が損なわれている場所も見られます。
- ・お堀周辺や歴史的建造物周辺において、歴史景観に対する配慮のない建築物等により、風格あるまちなみ景観が損なわれている場所も見られます。



高層建築物が集中する佐賀駅周辺



佐賀駅と佐賀城跡を結びシンボルロード、街路樹と個性的な店舗により特徴的な景観を形成



セットバックや緑化等により安らぎとゆとりを演出する店舗



桜や楠などのみどりと一体となって形成されるお堀景観（城内）



のこぎり型まちなみの残る長崎街道（八戸1丁目）



水に親しむことができる松原川周辺

②住宅地等

【景観特性（現況）と課題】

- ・昔ながらの住宅地には、水路や町割が残っています。
- ・30～40年前の住宅地は、ブロック塀等で囲まれ、みどりの少ない整然とした住宅地景観となっています。
- ・新しい住宅地は、土地区画整理事業(*P84)等により、みどりの多い潤いのある住宅地景観を形成しています。
- ・嘉瀬川から分流する多布施川が市街地を流れており、川沿いには桜並木が連続し、市民の身近な憩いの空間となっています。
- ・目立つ色彩の建築物により、閑静な住宅地の景観が損なわれている場所も見られます。
- ・ガードレール等の公共施設の色彩が、みどり豊かな河川沿いの景観に調和していない場所も見られます。



緑化を図っていききたい住宅地景観

みどりが多く潤いを感じられる
新興住宅地景観

四季折々の表情を見せる多布施川

③環状線等沿道

【景観特性（現況）と課題】

- ・沿道型の商業施設が建ち並び、賑わいを見せています。
- ・大型の屋外広告物の乱立、街路樹が少ないことや商業施設等の駐車場における敷地内緑化が少ないことにより、雑然とした印象を与える沿道景観となっている場所も見られます。

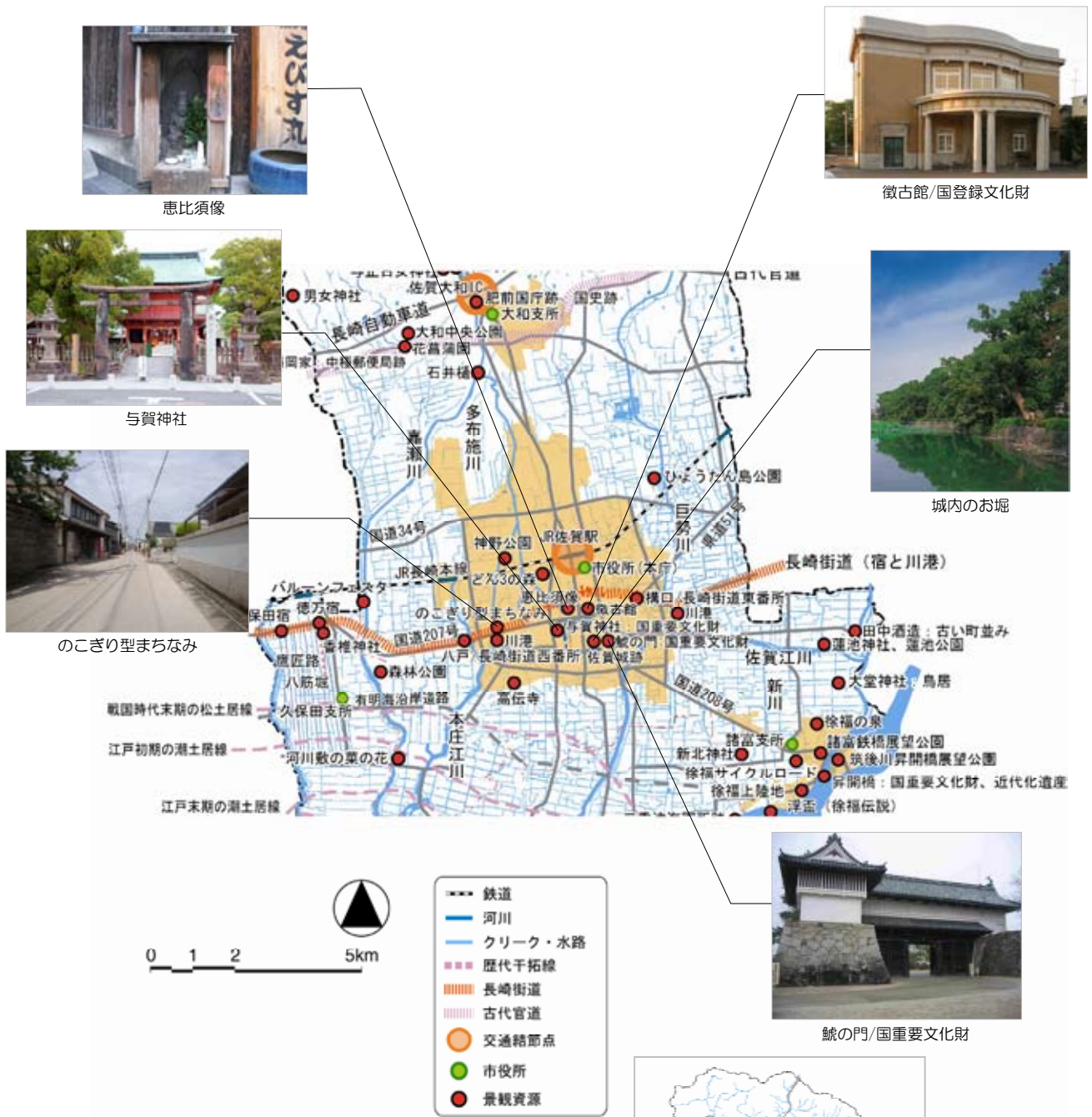


賑わいと潤いの両立を図っていききたい沿道景観

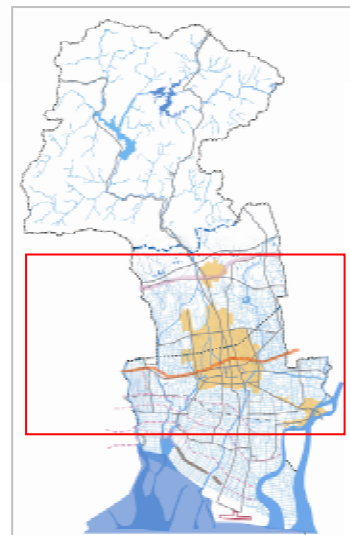


緑化を図っていききたい沿道景観

■まちゾーンにおける景観資源の分布



図：まちゾーンの景観資源



3. 良好な景観形成に向けた課題

これまで述べてきた景観特性（現況）と課題から、本市における良好な景観形成に向けた課題について、以下のように整理しました。

■大規模建築物等に対する景観誘導

- ・本市には、市全域に良好な景観や佐賀市固有の景観が存在します。一方で、市全域において、本市の魅力を損なうような建築物等が散見されます。特に、大規模建築物等は、景観形成に与える影響が大きいため、本市の魅力ある景観を損なわないように、景観への配慮が求められます。
- ・これまで、自主条例による「大規模建築物等の届出制度」の運用により、景観の誘導を図ってきましたが、結果として十分な成果が得られておりませんでした。これは、市全域において一律の誘導基準であったこと、また、色彩の定量的基準がなかったことが、要因のひとつであると考えますので、これに対応するための施策を図っていく必要があります。
- ・また、市民意識調査から、景観づくりの情報提供を求める声が多かったため、具体的な景観への配慮イメージを伝えるガイドラインを作成する必要があります。

■魅力ある公共空間の整備

- ・道路、河川や公園等の公共施設は、景観の骨格であり、長期間にわたって利用されるものであることから、建築物等とともに地域の景観に大きな影響を与えます。
- ・前述した各ゾーンにおける課題からも、市全域において地域の景観に配慮していない公共施設が見られることも事実ですし、市民意識調査からも、公共の建物や道路、橋等が、本市の景観を損ねているという指摘も多くありました。
- ・公共空間には、地域の環境を向上させ、住民に精神的な豊かさをもたらす役割が求められています。したがって、公共事業を行う際には、「佐賀市公共空間のデザインガイドライン」「佐賀県公共事業景観形成指針」「佐賀市景観計画」等に基づいて、景観アドバイザー(*P83)との協議や庁内及び関係機関と調整を図り、個々の事業における質の高い整備と、地域全体におけるデザインの一貫性や連続性を実現していく必要があります。
- ・また、快適で魅力的な歩行環境の整備、回遊性の向上等、地域活性化や市民の豊かな暮らしへ寄与する効果的な公共事業を実施しながら、公共空間整備を契機とした戦略的な景観づくりの推進が求められています。



市道大財木原線



多布施川

国道263号
(歩道・自転車道)

■人々の暮らしや活動によって育まれている景観の保全

- ・山々のみどり、棚田や広大な佐賀平野、河川やクリーク等の水辺などの自然景観は、そこに住む人々の暮らしや活動の結果として、長い時間をかけて育まれてきたものですが、日々の生活に根ざした身近な景観であるため、日頃その価値にはなかなか気づきにくいものです。
- ・このような自然と人が織りなす景観は、その地域に住む人々が、どのように自然を相手にうまく付き合いながら暮らしてきたのかを理解するために欠くことができないものであり、これを後世に伝えていくことが求められます。また、景観的な魅力があるだけでなく、水源かん養機能、生物多様性の維持、治水や利水機能等、様々な役割を有しているという意味においても重要です。
- ・市民意識調査からも、豊かな自然のみどりや水辺が減少していること、管理されていない田畑等が増えていることを懸念する意見が多く、自然景観の保全に対する市民の意識が高いことが分かります。
- ・自然と人が織りなす景観を守っていくためには、そこに住む人々の暮らしや活動も含めた景観保全や、これらの景観の重要性についての市民意識の向上を促進する啓発等の施策を検討する必要があります。

■景観まちづくりに対する市民意識の醸成

- ・本市の景観は、長い時間をかけ形づくられたものであり、市内各所にその歴史、文化、自然が魅力ある景観資源となって表れています。
- ・特に、古い歴史と伝統文化に彩られた佐賀城跡や城下町周辺は、当時のお堀や町割、武家屋敷や町家等の歴史的建造物、楠や桜をはじめとした樹木により、風格のある景観を形成しています。
- ・これらの景観資源は、市民が愛着や誇りを感じているものが多く、保全及び活用するための施策を検討することが求められます。
- ・魅力的な景観資源の中には、市民や事業者の清掃活動等により、その景観が維持、形成されているものも多いため、広報・表彰等、景観への意識の醸成を図る施策が必要です。



広大な佐賀平野での農作業（久保田町）



西中野団地の生垣保全活動
(平成16年度 景観賞特別表彰)

第3章 景観形成の基本理念と基本方針

1. 景観形成の基本理念

山、平野、まち、海、空からなる多様な景観とその歴史を大切にし、
魅力ある地域の形成を図る

本市は、脊振山系、佐賀平野、市街地、有明海等によって構成され、広々とした空の下、豊かで多様な景観を有しています。また、山あいの集落、嘉瀬川や多布施川等の河川、クリークや水路、佐賀城跡や長崎街道等、この地で連綿と続けられてきた人々の暮らしの歴史を伝える景観資源にも恵まれています。

その一方で、周辺の景観に調和していない大規模建築物の増加、屋外広告物の氾濫、公共空間整備におけるデザインの一貫性や連続性の欠如、中心市街地の空洞化、歴史的建造物の減少、山あいでの過疎化・高齢化による耕作放棄地の増加等、本市の多様で歴史ある景観を損ねる要因も散見されます。

このような現状を踏まえ、本市の良好な景観を後世に引継ぎ、魅力ある地域の形成に寄与するため、市民一人ひとりが、本市の景観の魅力を理解し、その多様性と歴史性を尊重しながら、参加と協働による景観づくりを目指していきます。



山間部の田園と集落（三瀬村）



空、みどり、水が一体となったお堀景観（城内）



広大な佐賀平野（久保田町）



夕焼けの空を映す有明海

2. 景観形成の基本方針

基本理念を踏まえ、以下の4つの基本方針を掲げ、景観形成を図っていきます。

【方針1】自然景観を守る

- ・北部の脊振山系、南部の有明海等の自然景観を守っていきます。
- ・市街地からの山々への眺望景観を大切にします。



脊振山系の山なみと広大な田園景観



干潟が広がる自然豊かな有明海

【方針2】自然と人の暮らしが織りなす景観を守る

- ・山あいや山すそ、平野における農山村集落、漁村集落等における生活、文化、歴史を大切にし、本市の風土を伝える景観を大切にします。
- ・多布施川、クリーク等に代表される本市の治水、利水の文化を大切にします。



おぶくま 山と神籠池 (久保泉町)



田園の中を網の目のように走るクリーク (高木瀬町)

【方針3】 歴史を活かした景観形成を推進する

- ・魅力ある地域の形成に向けて、本市の歴史を活かした景観形成を推進します。
- ・城下町としての歴史、水と人との関わりの歴史については、それらに対する十分な理解に基づきながら、安易なデザインを避け、現代の暮らしに寄与する質の高い景観形成を推進します。



長崎街道の面影を色濃く残す柳町
(景観形成地区)



「水」と「みどり」と「みち」が調和した松原川

【方針4】 市民による景観形成活動、まちづくりの活動を支援する

- ・市民、事業者の取り組みにより景観が維持されている様々な景観形成活動を支援します。
- ・景観まちづくりに対する理解を広め、普及・啓発等の取り組みを実行していきます。



「シチメンソウを育てる会」の活動
【平成21年度 景観賞特別表彰】(東与賀町)



地域住民により大切に守られている生垣
【平成9年度 景観賞】(鍋島町)

第4章 景観計画区域等の設定

1. 景観計画区域

第2章で述べたように、本市の景観においては、市全域にわたって良好な景観、佐賀市固有の景観が存在し、かつ、市全域において何らかの景観への配慮が必要であることから、景観法第8条第2項第1号に基づく景観計画区域(*P83)を「佐賀市全域(地先公有水面を含む。)」とします。

さらに、多様な景観を有する本市において、良好な景観形成を図っていくためには、それぞれの地域の実情に合った景観の誘導を行うことが必要となります。そのため、市域を「①山ゾーン」「②平野ゾーン」「③まちゾーン」に分け、第5章に後述する景観形成方針や景観形成基準に基づき、景観誘導を行っていきます。



図：景観計画区域

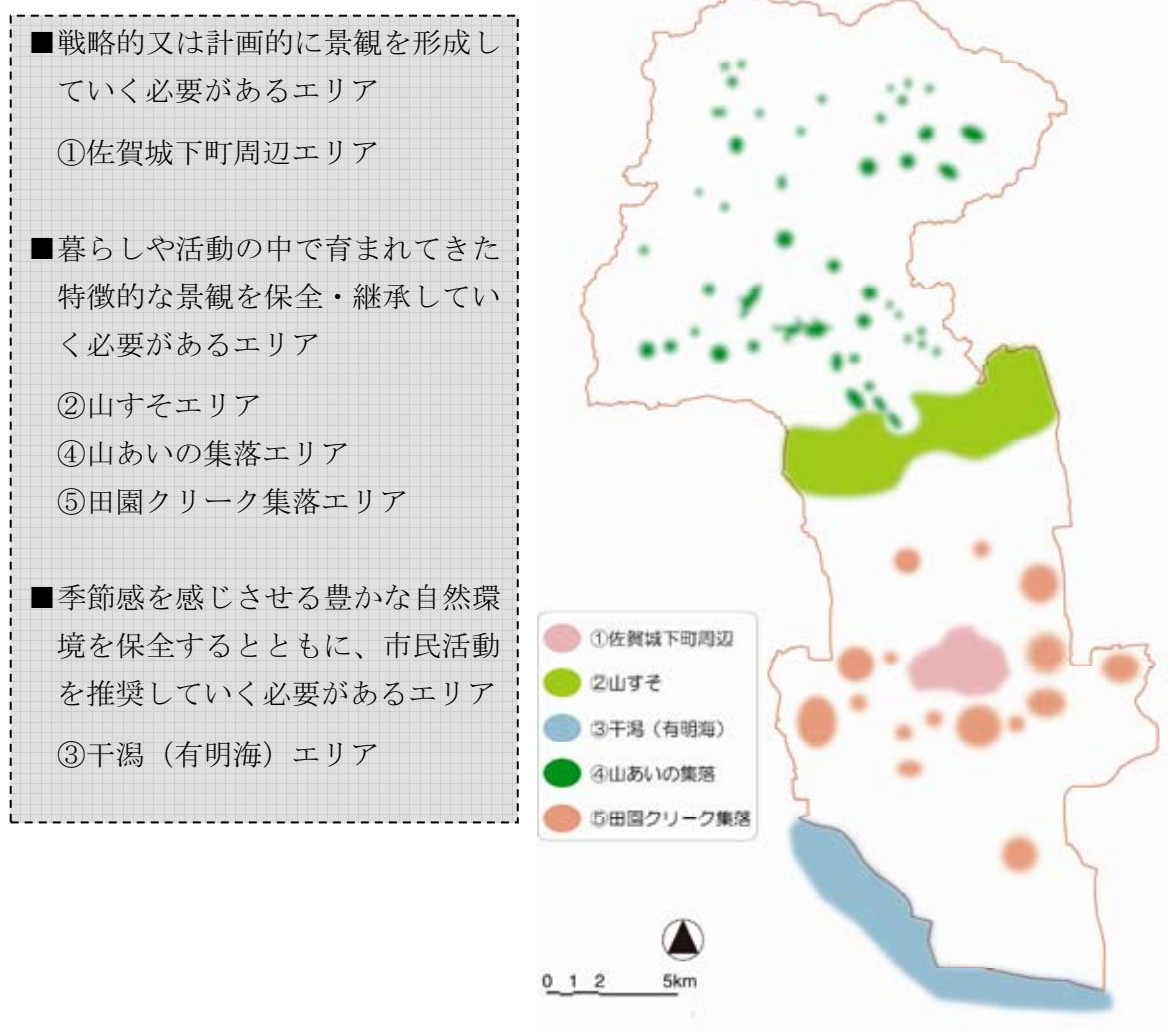
2. 景観誘導エリア

本市（景観計画区域）において、特に重点的に景観の誘導を図る必要があるエリア（一定の範囲のある区域）を、「景観誘導エリア」と位置づけます。

景観誘導エリアでは、その景観の保全、形成、活用に向けて、面的かつ総合的な取り組みが必要となります。

以上を踏まえ、本市では、以下の5つを景観誘導エリアとします。各エリアの特性に応じて、総合的な取り組み方針等を第6章で示します。

景観誘導エリアにおいて、景観法に基づく景観に関するルールについて、住民との協議が図られた地区については、後述する「景観形成地区」に指定することができます。



図：景観誘導エリア

3. 景観形成地区

市長は、景観計画区域のうち、特に重点的に景観の形成を図る必要があると認める地区を、「景観形成地区」として指定することができます。ただし、景観法に基づく景観に関するルールについて、住民との協議が図られた地区を対象とします。

景観形成地区では、景観法に基づく、「景観形成方針」「景観形成基準」等について定めることとし、重点的に景観の形成を図っていきます。

以上を踏まえ、本市では、以下の2地区を景観形成地区に指定し、具体的な方針や基準等については、第7章に後述します。

■戦略的又は計画的に景観を形成していく必要がある地区

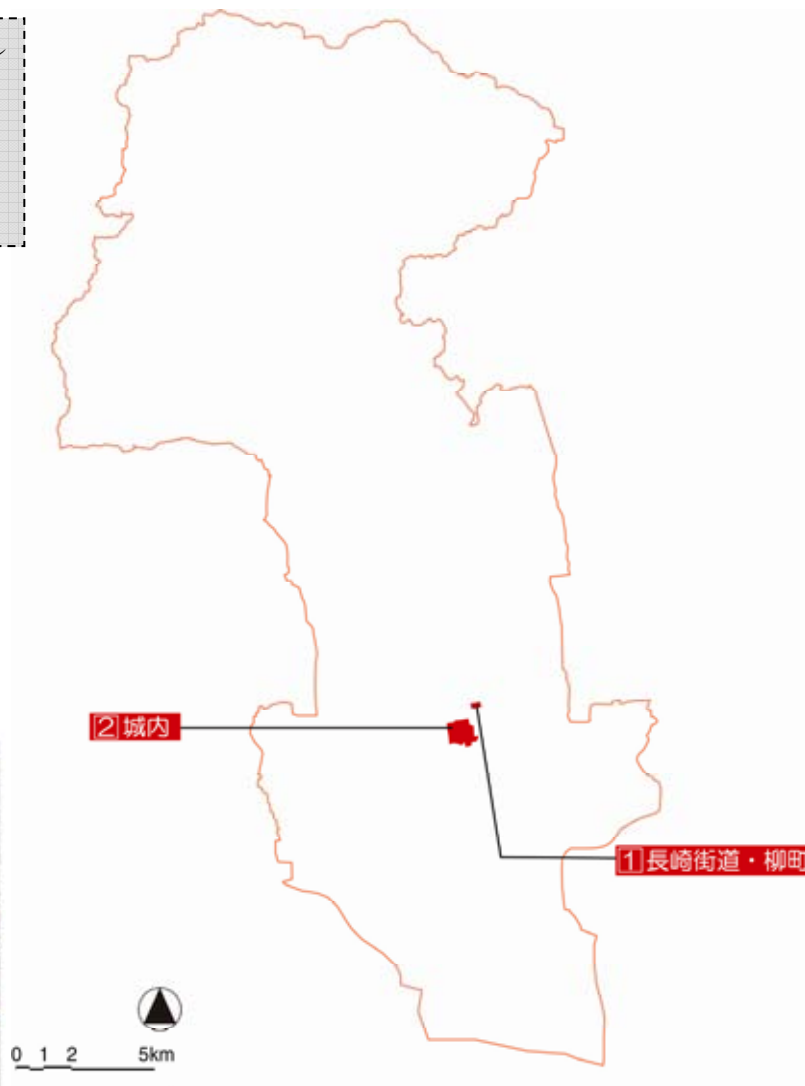
- ①長崎街道・柳町景観形成地区
- ②城内景観形成地区



長崎街道・柳町景観形成地区



城内景観形成地区



図：景観形成地区

第5章 市全域(景観形成地区を除く)における良好な景観形成に関する方針と行為の制限に関する事項

佐賀市固有の魅力ある景観を形成するため、市全域（景観形成地区を除く）において、景観に大きな影響を与える大規模な建築物や工作物の新築、新設、増築、改築、移転又は外観の変更を行う場合には、事前に届出が必要となり、景観形成方針と行為の制限（景観形成基準）を守っていただく必要があります。

1. 届出対象行為

以下に該当する行為を行う場合は、届出の対象となります（景観形成地区に関しては第7章で記述することとします）。

対象物	行為の種類	対象規模
建築物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<p>高さが 15mを超え、若しくは地上の階数が 4 階以上又は延べ面積が 500 ㎡を超える建築物</p> <p>※ただし、既存の建築物が、増築又は改築により新たに該当することとなる場合を含む</p>
工作物	新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<p>(1) 高さが 15m（建築物と一体となって設置される場合には、建築物との合計の高さが 15m）を超え、又はその敷地の用に供する土地の面積が 2,000 ㎡を超える工作物（(2)に該当する工作物を除く）</p> <p>(2) 幅員が 10mを超え、又は延長が 30 mを超える橋りょうその他これに類する工作物</p> <p>※ただし、既存の工作物が、増築又は改築により新たに上記各号のいずれかに該当することとなる場合を含む</p>

※上記の届出対象行為のうち、以下に該当するものは届出の対象外とします。

・景観法第16条第7項各号に規定する行為

2. 景観形成方針と景観形成基準

市全域を対象とした「景観形成方針」と「景観形成基準」は、本市の持つ景観の多様性に配慮し、建築行為等が行なわれる場所の景観特性に合わせたものとなるよう、以下のように3つのゾーン毎に定めています。

景観形成方針は、本市の景観の多様性と歴史を大切にするために、守っていただく必要がある基本的な考え方と、特に周辺景観への影響が大きい、規模や配置等の事項に関する考え方を示すものです。また、景観形成基準は、景観形成方針が守られた上で、より周辺景観に調和する建築行為等となるために、守っていただく必要がある事項を示したものです。

(1) 山ゾーン

i) 区域：都市計画区域外

ii) 景観形成方針

山ゾーンは、その大部分を脊振山系をはじめとするみどり豊かな山林が占めています。山あいには、棚田や段々畑、民家等から構成される、自然と人の暮らしが織りなす集落景観が残されています。こうした自然景観や集落景観を守るため、山林や集落における建築行為等は、自然環境や水環境、生態環境等への影響を最小限に抑えること、集落の歴史や暮らしに配慮すること、周辺の景観と調和したものとすることを原則とします。

また、山ゾーンには、北山ダムや嘉瀬川ダムが位置し、唐津市や福岡市へ繋がる国道が南北に貫いています。これらは本市の代表的な観光資源としての役割を担っており、市民の日常的なレクリエーション施設としても機能しています。ダム湖周辺や国道沿いにおける建築行為等は、より魅力ある地域の形成に向けて、質の高い景観形成に寄与するよう、周辺の自然景観等と調和すること、ゆとりと潤いのある景観を創ることを原則とします。

山ゾーンにおける建築行為等については、上記を基本方針としながら、その周辺環境に応じて、次のような点について配慮する必要があります。



山間部の田園と集落（三瀬村）



みどり豊かな国道 263 号

①山林

- 山なみへの眺望を遮らない配置や高さ・規模とする。
- 既存の地形、土地利用に配慮し、改変は必要最小限とする。
- 宅地開発等を行う際には、自然環境や既存の生活環境への影響を最小限とするように、建築計画・排水計画等において十分に配慮し、周辺の山林の自然景観に調和する建築物等の形態やゆとりある配置とする。

②山あいの集落

- 集落等の一体的な景観に配慮し、既存の建築物や樹木等と調和した配置や高さ・規模とし、家なみ等の連続性を形成する。
- 既存の地形、土地利用に配慮し、改変は必要最小限とする。
- 歴史的建造物、樹木、寺社、河川、文化的景観（棚田、段々畑、集落景観等）等の優れた景観資源に近接する場合は、当該資源との連続性に配慮するとともに、当該資源の保全に配慮した高さ・規模、形態とする。

③ダム湖周辺、④国道 263 号・323 号沿道

- できるだけ道路から壁面等を後退し、ゆとりある配置とする。
- ダム湖や周辺の自然景観や山なみへの眺望を遮らない配置や高さ・規模とする。
- 歴史的建造物、樹木、寺社、河川、文化的景観（棚田、段々畑、集落景観等）等の優れた景観資源に近接する場合は、当該資源との連続性に配慮するとともに、当該資源の保全に配慮した高さ・規模、形態とする。



山間部の新たな宅地開発（三瀬村）



棚田と一体となって形成される農村集落景観（富士町）

iii) 景観形成基準

項目		景観形成基準
建築物・工作物等	配置	<input type="checkbox"/> 周辺の自然景観や集落景観等との調和や連続性に配慮した配置とするよう努める。 <input type="checkbox"/> ゆとりある空間を創出するよう、道路や隣地との距離を確保するよう努める。
	高さ・規模	<input type="checkbox"/> 周辺の自然景観や集落景観等との調和に配慮し、まとまりのある高さ・規模となるよう努める。 <input type="checkbox"/> 脊振山系等の山々への眺望景観に配慮し、その稜線を乱すような高さとならないよう努める。
	形態・意匠	<input type="checkbox"/> 周辺の自然景観や集落景観等との調和に配慮し、落ち着いた形態・意匠となるよう努める。 <input type="checkbox"/> 高層または長大な壁面となる場合は、建築物等の分節化等により、圧迫感や威圧感を軽減するよう努める。 <input type="checkbox"/> 周辺の景観に配慮した素材を使用するよう努める。
	色彩	<input type="checkbox"/> P43 のマンセル表色系を用いた色彩基準を守る。 ※適用除外については P43 に別途記載。 <input type="checkbox"/> 周辺の自然景観や集落景観等と調和し、落ち着いた色彩となるよう努める。 <input type="checkbox"/> 使用する色彩の数は、できるだけ少なくするよう努める。 <input type="checkbox"/> 対比効果の大きい色彩の組み合わせは避けるよう努める。
	屋外設備等	<input type="checkbox"/> 屋上設備は、敷地外から見えないよう努める。 <input type="checkbox"/> 屋外階段、配管等は、形態や色彩などの工夫により建築物本体と調和するよう努める。 <input type="checkbox"/> 付属施設である給水室、電気室、ごみ置場、倉庫等は、通りから見えない場所に設けるか、建築物本体と調和するよう形態や色彩などを工夫し、周辺景観と調和するよう努める。 <input type="checkbox"/> 地域の夜間景観を損なうような過度の明るさや色彩の照明を用いないよう努める。また、周辺住民の生活環境への影響を考慮したものとする。
	外構・緑化	<input type="checkbox"/> 駐車場は、通りから見て目立たないよう配慮した配置や形態・意匠とする。 <input type="checkbox"/> 柵、塀、門は、形態や色彩を工夫し、周辺景観と調和するよう努める。 <input type="checkbox"/> 敷地内のオープンスペースはできるだけ緑化に努める。特に、道路等の公共空間から見える場所は、積極的な緑化に努める。また、緑化にあたっては、脊振山系等の山々への眺望景観に配慮する。 <input type="checkbox"/> 緑化にあたっては、周辺の緑化状況や地域の特性を踏まえた樹種を選定するよう努める。また、できるだけ中高木を組み合わせた構成となるよう努める。 <input type="checkbox"/> 敷地内に樹容または樹勢の優れた樹木がある場合は、できるだけ保存するよう努める。

（2）平野ゾーン

i) 区域：市街化調整区域

ii) 景観形成方針

平野ゾーンは、まちゾーン（市街化区域）を囲むように、集落、農地、クリークや水路、干拓地、干潟（有明海）が広がっています。古くから佐賀平野や有明海などの自然環境の中で、人々が暮らしてきた結果として形成された田園景観等は、本市を代表する景観として、将来に渡って守っていく必要があります。こうした景観をより魅力あるものとしていくため、ここでの建築行為等は、集落の歴史や暮らしに配慮すること、周辺の景観に調和したものとすることを原則とします。

また、平野ゾーンの北部に位置する山すそには、佐賀平野の眺望景観の背景となる山々が連なり、そこでは段々畑や果樹園、ため池、寺社、豊かなみどり等が一体となった美しい景観が形成されています。この山すそは、景観的な観点にとどまらず、水源かん養機能や生物多様性等を維持している点でもきわめて重要な場所といえます。したがって、この景観と環境を今後も維持していくために、ここでの建築行為等は、自然環境や水環境、生態環境等への影響を最小限に抑えること、集落の歴史や暮らしに配慮すること、周辺の景観と調和したものとすることを原則とします。

さらに、平野ゾーンには、本市の玄関口となる佐賀空港や佐賀大和インターチェンジが位置し、それらと市街地を繋ぐ幹線道路がゾーンを南北に貫いています。佐賀空港や佐賀大和インターチェンジ周辺、幹線道路沿いにおける建築行為等は、質の高い沿道景観の形成に寄与するよう、周辺の景観と調和すること、積極的に緑化を図り、ゆとりと潤いのある景観を創ることを原則とします。

平野ゾーンにおける建築行為等については、上記を基本方針としながら、その周辺環境に応じて、次のような点について配慮する必要があります。



山すそと広大な田園景観（久保泉町）



田園の中を網の目のように走るクリーク（高木瀬町）

①山すそ

- 山なみへの眺望を遮らない配置や高さ・規模とする。
- 土地の改変を極力小さくし、既存の地形に極力合わせた配置とする。
- 集落等の一体的な景観に配慮し、既存の建築物や樹木等と調和した配置や高さ・規模とし、家なみ等の連続性を形成する。
- 宅地開発等を行う際には、自然環境や既存の生活環境への影響を最小限とするように、建築計画・排水計画等において十分に配慮し、周辺の山林の自然景観に調和する建築物の形態やゆとりある配置とする。
- 歴史的建造物、樹木、古墳、寺社、河川、文化的景観（ため池、棚田、段々畑、集落景観等）等の優れた景観資源に近接する場合は、当該資源との連続性に配慮するとともに、当該資源の保全に配慮した高さ・規模、形態とする。

②田園と集落、③干拓地・干潟（有明海）、⑤嘉瀬川・筑後川沿い

- 周辺の田園景観や北部の山なみへの眺望を遮らない配置や高さ・規模とする。
- 土地の改変を極力小さくし、既存の地形に極力合わせた配置とする。
- 農地においては、できるだけ道路から壁面等を後退し、ゆとりある配置とする。
- 集落等の一体的な景観に配慮し、既存の建築物や樹木等と調和した配置や高さ・規模とし、家なみ等の連続性を形成する。
- 歴史的建造物、樹木、クリーク・水路、干拓堤防、寺社、文化的景観（集落景観等）等の優れた景観資源に近接する場合は、当該資源との連続性に配慮するとともに、当該資源の保全に配慮した高さ・規模、形態とする。
- 嘉瀬川、筑後川等の主要河川や河川沿いの道路に接する場合は、できるだけ壁面等を後退し、周辺の自然景観やまちなみに配慮した高さ・規模、形態とする。

④幹線道路等沿道

- できるだけ道路から壁面等を後退し、ゆとりある配置とする。
- 周辺の自然景観への眺望を遮らず、景観にゆとりや潤いを生み出すよう配慮する。
- 歴史的建造物、樹木、寺社、文化的景観（集落景観等）等の優れた景観資源に近接する場合は、当該資源との連続性に配慮するとともに、当該資源の保全に配慮した高さ・規模、形態とする。



広大な干拓地田園景観（久保田町）



佐賀平野と嘉瀬川

iii) 景観形成基準

項目		景観形成基準
建築物・工作物等	配置	<input type="checkbox"/> 周辺の田園景観や集落景観等との調和や連続性に配慮した配置とするよう努める。 <input type="checkbox"/> ゆとりある空間を創出するよう、道路や隣地との距離を確保するよう努める。
	高さ・規模	<input type="checkbox"/> 周辺の田園景観や集落景観等との調和に配慮し、まとまりのある高さ・規模となるよう努める。 <input type="checkbox"/> 山すそや脊振山系等の山々への眺望景観に配慮し、その稜線を乱すような高さとならないよう努める。
	形態・意匠	<input type="checkbox"/> 周辺の田園景観や集落景観等との調和に配慮し、落ち着いたある形態・意匠となるよう努める。 <input type="checkbox"/> 高層または長大な壁面となる場合は、建築物等の分節化等により、圧迫感や威圧感を軽減するよう努める。 <input type="checkbox"/> 周辺の景観に配慮した素材を使用するよう努める。
	色彩	<input type="checkbox"/> P43 のマンセル表色系を用いた色彩基準を守る。 ※適用除外については P43 に別途記載。 <input type="checkbox"/> 周辺の田園景観や集落景観等と調和し、落ち着いた色彩となるよう努める。 <input type="checkbox"/> 使用する色彩の数は、できるだけ少なくするよう努める。 <input type="checkbox"/> 対比効果の大きい色彩の組み合わせは避けるよう努める。
	屋外設備等	<input type="checkbox"/> 屋上設備は、敷地外から見えないよう努める。 <input type="checkbox"/> 屋外階段、配管等は、形態や色彩などの工夫により建築物本体と調和するよう努める。 <input type="checkbox"/> 付属施設である給水室、電気室、ごみ置場、倉庫等は、通りから見えない場所に設けるか、建築物本体と調和するよう形態や色彩などを工夫し、周辺景観と調和するよう努める。 <input type="checkbox"/> 地域の夜間景観を損なうような過度の明るさや色彩の照明を用いないよう努める。また、周辺住民の生活環境への影響を考慮したものとする。
	外構・緑化	<input type="checkbox"/> 駐車場は、通りから見て目立たないよう配慮した配置や形態・意匠とする。 <input type="checkbox"/> 柵、塀、門は、形態や色彩を工夫し、周辺景観と調和するよう努める。 <input type="checkbox"/> 敷地内のオープンスペースはできるだけ緑化に努める。特に、道路等の公共空間から見える場所は、積極的な緑化に努める。また、緑化にあたっては、山すそや脊振山系等の山々、広大な田園等への眺望景観に配慮する。 <input type="checkbox"/> 緑化にあたっては、周辺の緑化状況や地域の特性を踏まえた樹種を選定するよう努める。また、できるだけ中高木を組み合わせた構成となるよう努める。 <input type="checkbox"/> 敷地内に樹容または樹勢の優れた樹木がある場合は、できるだけ保存するよう努める。

（3）まちゾーン

i) 区域：市街化区域

ii) 景観形成方針

まちゾーンの中心に位置する佐賀城下町周辺エリアは、歴史景観と都市景観で構成されています。佐賀城跡やお堀、柳町地区を中心とした歴史景観は、城下町佐賀の歴史を伝えるものであり、本市の観光拠点として重要な役割を担っています。一方、佐賀駅やシンボルロード、オフィス街、商店街からなる都市景観は、活力と賑わいの形成が求められる場所です。魅力ある佐賀城下町周辺エリアの形成に向けては、この歴史景観と都市景観の双方が質の高いものとして形成されていく必要があります。したがって、ここでの建築行為等は、地域の歴史や行政による各種計画・事業、住民による取り組み等に対する理解を深め、エリア全体において、デザインの一貫性や連続性を意識することが重要です。

佐賀城下町周辺エリアを取り囲む住宅地等では、閑静で快適な住宅地景観等が形成されています。これらの住宅地景観等をより良いものとしていくためには、秩序ある建築行為等を推進し、統一感のあるまちなみの形成を図ることが必要です。したがって、ここでの建築行為等は、周辺の景観と調和すること、積極的に緑化を図り、ゆとりと潤いのある景観を創ることを原則とします。

まちゾーンを通る環状線や幹線道路沿いは、すでに大型店舗が多く立地し、全国の他都市と同様に、ロードサイドの景観が形成されています。環状線や幹線道路沿いでは、賑わいのある景観を形成していくとともに、市民が日常的に目にする景観であることから、煩雑とならないよう配慮する必要があります。したがって、ここでの建築行為等は、周辺の景観と調和すること、道路からできるだけ後退し、街路樹等による緑化等により、ゆとりある景観を創ることを原則とします。

まちゾーンにおける建築行為等については、上記を基本方針としながら、その周辺環境に応じて、次のような点について配慮する必要があります。



お堀と市街地景観



長崎街道の歴史的まちなみ
(伊勢町)



みどりの多い潤いのある住宅地景観
【平成12年度 景観賞】(開成4丁目)

①佐賀城下町周辺

- 佐賀駅周辺やシンボルロード沿いでは、賑わいと潤いが感じられる魅力的な景観形成に努める。
- 佐賀駅周辺やシンボルロード沿い等で、歩行者空間（歩道等）に面した部分は、できるだけ壁面等を後退し、緑陰を生む中高木やベンチスペースを設ける等の工夫により、歩いて楽しさを感じることができる空間づくりに努める。
- 周辺地域の景観特性に調和することを基本とし、地域の景観特性を伸張させる要素の導入や敷地内緑化等、良好な景観形成に寄与するよう努める。
- 歴史的建造物、樹木、城跡、お堀、長崎街道、街道沿いのまちなみ、クリーク・水路、石橋、寺社等の優れた景観資源に近接する場合は、当該資源との連続性に配慮するとともに、当該資源の保全に配慮した高さ・規模、形態とする。
- 多布施川、松原川等の河川や河川沿いの道路に接する場合は、できるだけ壁面等を後退し、周辺の自然景観やまちなみに配慮した高さ・規模、形態とする。

②住宅地等

- 住宅地では、閑静な佇まいを創るために、低層を基本とし、ゆとりと潤いのある景観形成に努める。
- 歴史的建造物、樹木、クリーク・水路、寺社等の優れた景観資源に近接する場合は、当該資源との連続性に配慮するとともに、当該資源の保全に配慮した高さ・規模、形態とする。
- 多布施川等の河川や河川沿いの道路に接する場合は、できるだけ壁面等を後退し、周辺の自然景観やまちなみに調和した高さ・規模、形態とする。

③環状線等沿道

- できるだけ道路から壁面等を後退し、ゆとりある配置とする。
- 北部の山なみへの眺望を遮らない配置や高さ・規模とする。
- 歴史的建造物、樹木、寺社等の優れた景観資源に近接する場合は、当該資源との連続性に配慮するとともに、当該資源の保全に配慮した高さ・規模、形態とする。



佐賀駅と佐賀城跡を結ぶシンボルロード



水とみどりが美しいお堀景観



商業施設が建ち並ぶ環状線

iii) 景観形成基準

項目		景観形成基準
建築物・工作物等	配置	<p>□周辺の自然景観やまちなみ等との調和や連続性に配慮した配置とするよう努める。</p> <p>□ゆとりある空間を創出するよう、道路や隣地との距離を確保するよう努める。</p>
	高さ・規模	<p>□周辺のまちなみ等から著しく突出したり、過度な圧迫感を与えない高さ・規模となるよう努める。</p>
	形態・意匠	<p>□周辺のまちなみ等との調和に配慮し、まとまりのある形態・意匠となるよう努める。</p> <p>□高層または長大な壁面となる場合は、建築物等の分節化等により、圧迫感や威圧感を軽減するよう努める。</p> <p>□周辺の景観に配慮した素材を使用するよう努める。</p>
	色彩	<p>□P43のマンセル表色系を用いた色彩基準を守る。</p> <p>※適用除外についてはP43に別途記載。</p> <p>□周辺のまちなみや建築物等と調和するよう努める。</p> <p>□使用する色彩の数は、できるだけ少なくするよう努める。</p> <p>□対比効果の大きい色彩の組み合わせは避けるよう努める。</p>
	屋外設備等	<p>□屋上設備は、敷地外から見えないよう努める。</p> <p>□屋外階段、配管等は、形態や色彩などの工夫により建築物本体と調和するよう努める。</p> <p>□付属施設である給水室、電気室、ごみ置場、倉庫等は、通りから見えない場所に設けるか、建築物本体と調和するよう形態や色彩などを工夫し、周辺景観と調和するよう努める。</p> <p>□地域の夜間景観を損なうような過度の明るさや色彩の照明を用いないよう努める。また、周辺住民の生活環境への影響を考慮したものとする。</p>
	外構・緑化	<p>□駐車場は、通りから見て目立たないよう配慮した配置や形態・意匠とする。</p> <p>□柵、塀、門は、形態や色彩を工夫し、周辺景観と調和するよう努める。</p> <p>□敷地内のオープンスペースはできるだけ緑化に努める。特に、道路等の公共空間から見える場所は、積極的な緑化に努める。</p> <p>□緑化にあたっては、周辺の緑化状況や地域の特性を踏まえた樹種を選定するよう努める。また、できるだけ中高木を組み合わせた構成となるよう努める。</p> <p>□敷地内に樹容または樹勢の優れた樹木がある場合は、できるだけ保存するよう努める。</p>

3. 各ゾーンのマンセル表色系を用いた色彩基準

(1) マンセル表色系を用いた色彩基準

建築物・工作物の外壁及び屋根の色彩基準は以下のとおりです。

ゾーン	色相 種別		R・YR・Y系 (赤・黄赤・黄系)	その他の有彩色 (黄緑・緑・青緑・青・ 青紫・紫・赤紫系)	無彩色 (白・黒・灰)
	山ゾーン 平野ゾーン	必須基準*		彩度 6 以下	彩度 4 以下
推奨基準*		【外壁】 明度 3 以上 8 以下 かつ彩度 4 以下	【外壁】 明度 3 以上 8 以下 かつ彩度 2 以下	【外壁】 明度 3 以上 8 以下 かつ彩度 4 以下	【外壁】 明度 3 以上 8 以下 かつ彩度 2 以下
	まちゾーン	必須基準		彩度 6 以下	彩度 5 以下
推奨基準		【外壁】 明度 3 以上 8 以下 かつ彩度 4 以下	【外壁】 明度 3 以上 8 以下 かつ彩度 3 以下	【外壁】 明度 3 以上 8 以下 かつ彩度 4 以下	【外壁】 明度 3 以上 8 以下 かつ彩度 3 以下
		【屋根】 明度 5 以下 かつ彩度 4 以下	【屋根】 明度 5 以下 かつ彩度 3 以下	【屋根】 明度 5 以下 かつ彩度 4 以下	【屋根】 明度 5 以下 かつ彩度 3 以下

表中の色相・明度・彩度については、日本工業規格(JIS Z 8721)に採用されているマンセル表色系 (P79 参照) に基づくものです。

*必須基準：最低限守らなければならない色彩基準

*推奨基準：良好な景観を形成するため、可能な限り使用を推奨する色彩基準

(2) 適用除外

次に該当するものは、景観形成基準（色彩）の適用除外とします。

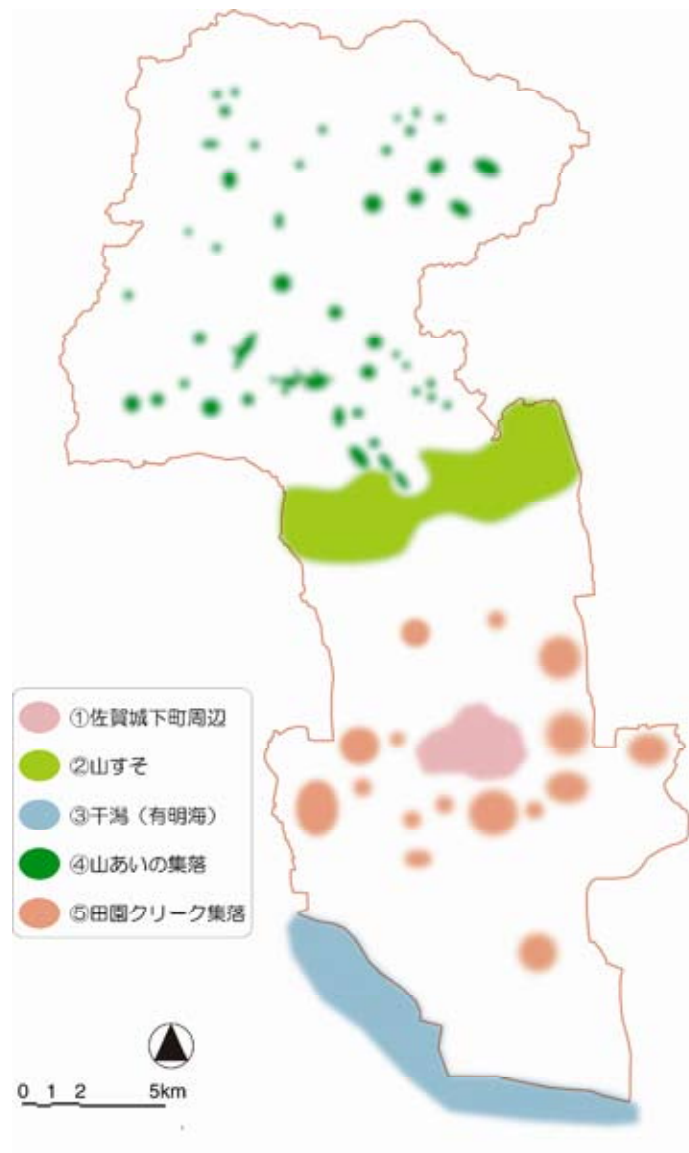
- ①無着色の木材、土壁、石材、金属板、ガラス等の素材本来が持つ色彩
- ②地域に親しまれ景観資源となっているもの
 - ・地域のランドマークの役割を果たしているもの
 - ・文化財、景観重要建造物や歴史的な寺社など
- ③他法令で色彩が規定されているもの
- ④アクセントとして用いられる色彩
 - ・各外壁面の 10%以内で用いる色彩
- ⑤その他市長が認めるもの
 - ・地域住民にとって必要不可欠なもの
 - ・景観審議会等の意見を聴き、景観形成上、支障がないと認めるもの など

第6章 景観誘導エリアの取り組み方針等

本市では、以下の5つを景観誘導エリアとします。

景観誘導エリアは、第5章に記述の景観法による規制誘導だけでは十分に景観の保全、形成、活用が図れないため、各エリアの景観特性に応じて、総合的な取り組み方針等を示します。

- ①佐賀城下町周辺エリア
- ②山すそエリア
- ③干潟（有明海）エリア
- ④山あいの集落エリア
- ⑤田園クレーク集落エリア



図：景観誘導エリア

1. 佐賀城下町周辺エリア

(1) 区域

佐賀城下町周辺エリアは、行政と市民によって行われている様々な事業や取り組みについて、その質の向上とデザインの一貫性や連続性を確保することが重要であるため、佐賀駅から城内へと伸びるシンボルロードとその周辺の事業区域（歴史的風致維持向上計画の重点区域(*P85)、みどり重点地区(*P85)、中心市街地活性化エリア等)を全て包括した区域とします。

※区域図は P47 に掲載

(2) 重要性

市街地の中心部に位置する佐賀駅とシンボルロードを中心とした商業地域は、本市の顔（シンボル）として重要であり、賑わいのある都市景観の再生が求められています。また、佐賀城跡や柳町地区等を中心とした歴史景観は、城下町佐賀の歴史を伝えるものであり、本市の観光拠点としても重要な役割を担っています。

(3) 課題

- ・このエリアでは、歴史的風致維持向上計画、みどりの基本計画、中心市街地活性化基本計画(*P84)、お堀の復元、公園や道路等の公共空間整備等、様々な事業が行われています。これらの事業や取り組みにおける相互連携を図り、デザインの一貫性や連続性を確保しながら、「城下町佐賀」にふさわしい景観の保全と創出、中心市街地の活性化に寄与する質の高い景観形成を図る必要があります。
- ・歴史的建造物の減少や所有者の高齢化、中心市街地の空洞化等の課題に対して、個別具体的な対応が必要であるとともに、点的・線的に存在する拠点の面的なネットワーク化により、エリア全体として総合的な魅力を形成することが必要です。そのために、エリア全体における公共空間、特に歩行環境における質の向上と、歴史景観の形成を戦略的、効果的に推進していくことが求められています。

(4) 方針

歴史景観の保全と形成、賑わいのある都市景観の形成を図る上で、質の高い空間整備等により良好な景観形成を推進し、賑わいと心地良さが感じられる魅力あるエリアを形成する

(5) 取り組み方針

- ・エリア全体において戦略的、計画的な景観形成を推進するために、「佐賀市公共空間のデザインガイドライン」及び「佐賀県公共事業景観形成指針」等を活用し、公共空間におけるデザインについては一貫性や連続性の確保を図ります。
- ・核となる拠点（松原川、徴古館、公園、ポケットパーク、ベンチスペース等）の魅力と、それらをつなぐ歩行空間の質を向上させる整備を推進し、エリアにおける面的なネットワークの形成を図ります。
- ・特に、お堀や水路等の水辺とその周辺においては、そのみどりの環境を大切にしながら、これらを活かした質の高い公共空間整備を推進します。
- ・緑化や公開空地の確保など、公共空間（道路等）と民有空間（建築物等）の一体的な景観形成を推進します。
- ・小学校、中学校等周辺では、水辺とみどりを積極的に保全、活用し、豊かな自然環境を有する親水空間づくりを進めます。

■佐賀城下町周辺エリアの現況



豊かなみどりと堀を中心として形成される景観
(城内)



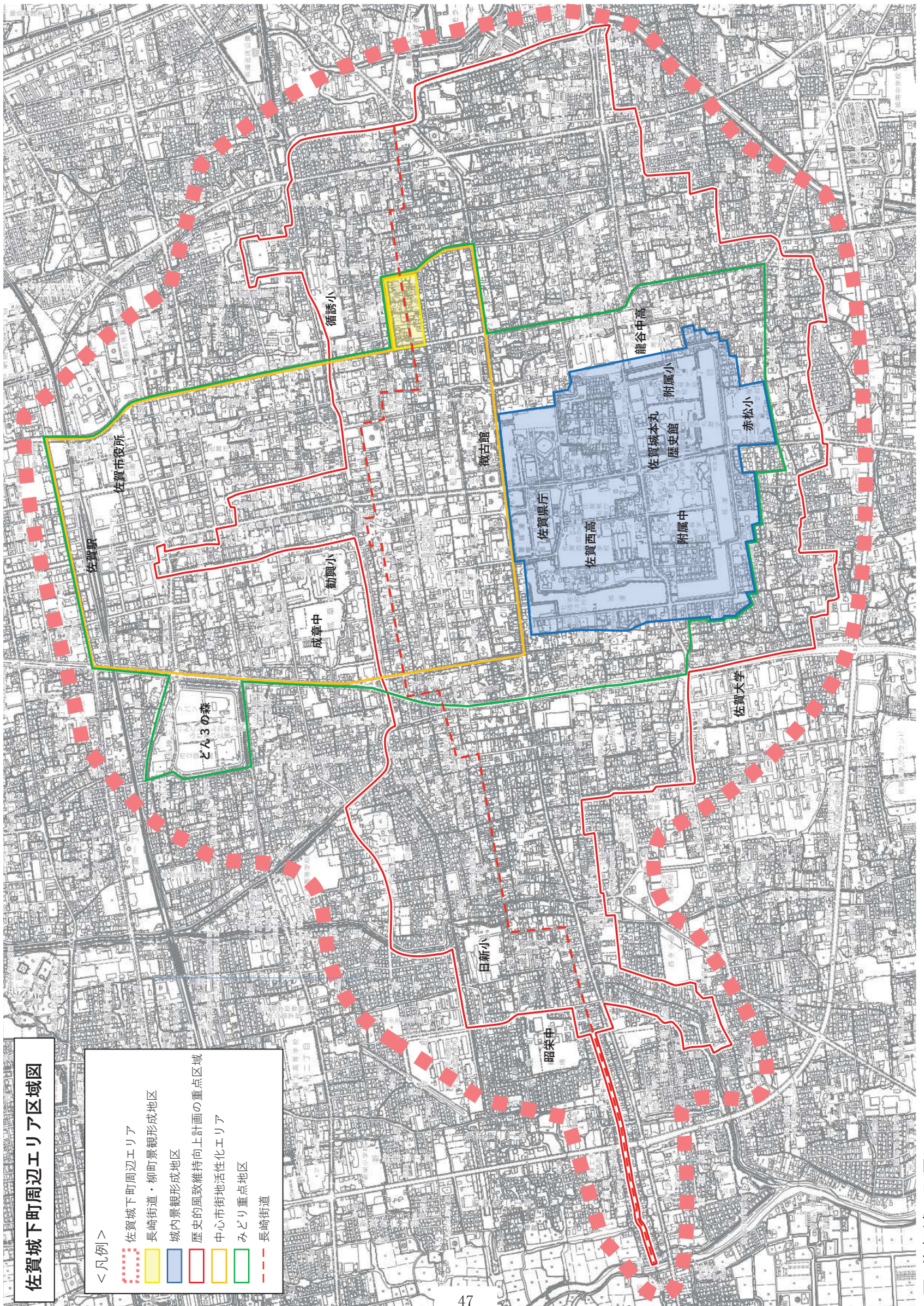
水路とみどりを活かした整備（紺屋川）



回遊性の拠点や導線となる公共空間
(駅前中央)



「歩いて楽しいまち」を形成するための拠点
(松原川とその周辺拠点)



図：佐賀城下町周辺エリア

2. 山すそエリア

(1) 区域

斜面地の畑や果樹園、樹林地、ため池、集落を含め、平野側から視認できる区域とします（都市計画区域境界線～標高約15m）。



図：山すそエリア断面イメージ



図：山すそエリア

(2) 重要性

山すそは平野側からの背景となり、また、長崎自動車道から望見しやすいエリアでもあるため、景観的に重要なエリアです。

また、山ゾーンと平野ゾーンの境界に位置し、このエリアにおける営農活動、ため池の維持管理活動等によって、水源かん養機能、生物多様性や国土の保全機能等が維持されているという意味においても重要なエリアといえます。

(3) 課題

- ・斜面地の果樹園、樹林地などのみどりやため池を保全、継承していく必要があります。

(4) 方針

山と平野をつなぐ山すそへの眺望景観や斜面地の景観資源を保全、継承する

(5) 取り組み方針

- ・このエリアの重要性についての市民意識の向上を促進するために、広報や表彰等の啓発を行っていきます。

■山すそエリアの現況



天然記念物のエヒメアヤメ自生地（久保泉町）



山すそ景観（大和町）



斜面地の樹園地（大和町）



斜面地の果樹園における農作業（大和町）



山すそに点在するため池【左：戸の隈堤（大和町）、右：観音寺堤（金立町）】

3. 干潟（有明海）エリア

（1）区域

堤防よりも外側で、干潮の際に干潟として視認できる区域とします。



広大で自然豊かな干潟（有明海）



図：干潟（有明海）エリア

（2）重要性

干潟（有明海）は、時間や季節の変化とともに、潮の干満やシチメンソウの紅葉、海苔ひびが広がる、特徴的な景観を見せます。日常的に視認できるものではありませんが、市民の保養空間としての役割も有しています。また、ムツゴロウや野鳥など希少生物の生息域になっており、景観としてだけでなく、生物多様性が維持されているという意味においても重要なエリアです。

また、このエリアを守るために、多くの市民団体等による清掃活動等が行われています。

（3）課題

- ・シチメンソウの育成や、海岸の清掃など、干潟の維持管理が必要です。

（4）方針

干潟（有明海）の自然環境を守り、有明海を望む干潟景観を保全する

（5）取り組み方針

- ・市民ボランティア等で干潟（有明海）の自然景観を維持、管理を実践している活動の継承を推進、支援（広報や表彰等）していきます。
- ・このエリアの重要性についての市民意識の向上を促進するために、啓発を行います。

■干潟（有明海）エリアの現況



「ムツかけ」が行われている干潟（有明海）



ボランティア団体によって清掃やシチメンソウの種とりが行われている
(平成 21 年度 景観賞特別表彰 受賞)

紅葉時期のシチメンソウ

～『シチメンソウを育てる会』について～

昭和 62 年の第 38 回全国植樹祭開催の際、昭和天皇が当地区にもお立ち寄りになり、特にシチメンソウを興味深く御覧になられたことをきっかけに、東与賀のシチメンソウを町の宝物として後世に伝えようと、5、6 人の有志から始まり、現在では 30 人を数えるボランティア団体となりました。

東与賀の海岸堤防が現在のようなきれいな姿に整備される以前から、葦の中に細々と生きているシチメンソウを守ろうと、海岸に押し寄せるゴミを清掃し、極寒の中の種とりや種蒔といった地道な作業を続けてこられました。また、地元の小学生による海岸スケッチ大会やシチメンソウ祭などを催し、シチメンソウを町民の共有財産として次世代に伝えるための啓発活動や町興しにつながる活動を展開してきました。

当会の活動がきっかけとなり、現在では多くの民間団体やボランティア団体が東与賀海岸の清掃活動を実施するようになり、シチメンソウヤードや干潟公園が整備され、シチメンソウが紅葉する季節には、多くの観光客が訪れる観光スポットとして高い人気を誇るようになりました。



海苔ひびが広がる特徴的な景観を見せる有明海



4. 山あいの集落エリア

(1) 区域

山ゾーンに存在する全ての集落とします。



みどり豊かな山あいに立地する集落、清流や農地と一体となりのどかな景観を形成している
(左：富士町、右：三瀬村)

(2) 重要性

みどり豊かな山林に囲まれた山あいの集落は、棚田や段々畑、河川等と一体となり、のどかで懐かしさを感じさせる景観を形成し、保養空間としての役割を有しています。また、このエリアの営農活動等が、水源かん養機能や国土の保全機能等の役割を担っているという意味においても重要です。

嘉瀬川上流の山あいには、周辺の自然と一体となった古湯温泉や熊の川温泉があり、風格と情緒ある温泉郷集落の景観が形成されています（古湯地区・熊の川地区の一部の地区については、平成20年2月に「まちづくり協定」が締結されています）。

このような集落景観は、長期にわたる営農活動や暮らしの上に成り立ったものであり、その集落が形成する景観は、地域の風土を色濃く残し、人々がどのように暮らしてきたのかを理解するために欠くことができない重要なものです。

(3) 課題

- ・棚田や農家住宅、伝統文化等を継承し、懐かしさが感じられる農山村集落等の景観を保全、継承していく必要があります。

(4) 方針

豊かなみどりに包まれた山あいの集落景観を保全、継承する

(5) 取り組み方針

- ・このエリアの重要性についての市民意識の向上を促進するために、広報や表彰等の啓発を行っていきます。

■山あいの集落エリアの現況



斜面地に形成された集落と農地（三瀬村）



山あいでの農作業（三瀬村）



棚田と集落が一体となったのどかな景観（富士町）



山あいに広がる温泉郷集落（左：富士町・古湯地区、右：富士町・熊の川地区）

5. 田園クreek集落エリア

(1) 区域

佐賀平野に点在する集落の中で、昔ながらのクreek・水路等の形状を維持、活用している集落や条里制(*P84)の跡が残っている集落、また、水運の歴史を現在に伝える集落等、特徴的な形態を残している集落とします。



昔ながらのクreekが現在もよく残っている集落【北川副町（左：航空写真）】

(2) 重要性

点在する集落とその周辺のクreek・水路は、佐賀平野における農業や暮らしに密着した景観を創り出してきました。近年では、圃場整備等により多くがその姿を変えてしまいましたが、一部に残っている昔ながらの形状のクreek・水路等、それらと一体となって形成される集落景観は、本市の特徴的な景観となっています。クreek・水路は、灌漑の機能としてだけでなく、治水等の機能を有しているという意味においても重要です。

また、蓮池のように、かつて佐賀城下の物流の一端を担っていた佐賀江川と、当時の面影を残す歴史的建造物や町割とが一体となって見られる集落景観もあります。

このような集落景観は、長期にわたる営農活動や暮らしの上に成り立ったものであり、その集落が形成する景観は、地域の風土を色濃く残し、人々がどのように暮らしてきたのかを理解するために欠くことができない重要なものです。

(3) 課題

- ・田園やクreek、水路等を活かしながら、また、集落に残る歴史や文化を大切にし、昔ながらの雰囲気が残る集落景観を保全、継承していく必要があります。

(4) 方針

昔ながらの形状を残すクreek・水路等を維持、活用しながら、個性的な集落景観を保全、継承する

(5) 取り組み方針

- ・このエリアの重要性についての市民意識の向上を促進するために、広報や表彰等の啓発を行っていきます。

■田園クリーク集落エリアの現況



集落内のクリーク・水路では、ところどころに水辺に近づける階段などがある（川副町犬井道）



生態系に配慮し自然石で護岸整備されたクリーク・水路（巨勢町）



親水性に配慮し魅力ある水辺空間を形成（嘉瀬町）



古くから干拓地の農業を支え、現在も利用されている八筋堀の水路（久保田町）



クリークにおける川干（ごみくい）（兵庫町）



城下町の風情と水運の歴史が残る蓮池町

第7章 景観形成地区における良好な景観形成に関する方針と行為の制限に関する事項等

景観形成地区において、建築物や工作物等について、以下の行為を行う場合には、事前に届出が必要となり、景観形成方針と行為の制限（景観形成基準）を守っていただく必要があります。

1. 届出対象行為

以下に該当する行為を行う場合は、届出の対象となります。

対象物	届出対象行為
建築物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
工作物	新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
その他	土石の採取その他の土地の形質の変更
	木竹の植栽又は伐採

※上記の届出対象行為のうち、以下に該当するものは届出の対象外とします。

・景観法第16条第7項各号に規定する行為

2. 景観形成方針と景観形成基準等

(1) 長崎街道・柳町景観形成地区

i) 景観特性（概況）

現在も長崎街道沿いの町家等の面影を色濃く残している地区です。柳町地区には、建築年代や建築種別の違う変化に富んだ歴史的建造物が多く残っています。

平成3年、地区でのマンション建設計画に対する住民反対運動を契機として、歴史的なまちなみを守っていくための機運が高まり、市は、平成11年に、佐賀市都市景観条例における「都市景観形成地区」に指定し、都市景観形成方針、都市景観形成基準を定めました。

柳町地区（下図の区域）においては、これまでの都市景観形成地区における都市景観形成方針や都市景観形成基準を継承し、「景観形成地区」として位置づけ、良好な景観形成を図っていきます。

ii) 区域等

長崎街道・柳町景観形成地区の区域図は以下のとおりです。

柳町地区では、建造物等の分類（歴史的建造物等以外、歴史的建造物等）ごとに、景観形成基準等を定めています。景観形成基準等については、P58～60 に記載しています。



図：長崎街道・柳町景観形成地区

iii) 景観形成方針

長崎街道・柳町の景観を形成する建築物等を守り、歴史性を活かした風格あるまちなみをつくる

iv) 景観形成基準等

①歴史的建造物等以外

ア. 景観形成基準（修景基準）…守るべき最低基準

項目		景観形成基準（修景基準）		
建築物・工作物等	配置	□敷地の履歴を考慮して建てる。不明の場合、通りに面する壁面は、伝統的なまちなみの壁面線を考慮して建てる。やむを得ず壁面線から後退させる場合は、塀・門等を設け連続したまちなみ景観を確保するよう努める。		
	高さ・規模	□周辺のまちなみ景観に調和した高さとなるよう努める。		
	形態・意匠	全般	□歴史的風致を著しく損なわないよう努める。	
		屋根	形式	□原則として2方向以上の勾配屋根とする。
			勾配	□原則として4.5～5寸程度とする。
			材料	□歴史的風致を著しく損なうような派手なものは使用しない。
	軒・下屋	□歴史的風致を著しく損なわないよう努める。		
	外壁・腰壁・開口部・戸袋	□歴史的風致を著しく損なわないよう努める。 □周辺の歴史的建造物、まちなみに調和するよう努める。		
	色彩	□P67のマンセル表色系を用いた色彩基準を守る。 ※適用除外についてはP67に別途記載。 □歴史的まちなみに調和した色彩となるよう努める。 □使用する色彩の数は、できるだけ少なくするよう努める。 □対比効果の大きい色彩の組み合わせは避けるよう努める。		
	屋外設備等	□付帯設備は、原則、道路等公共の場から見える部分に露出しないこととし、やむを得ない場合は、歴史的風致に配慮した目隠しをするよう努める。 □地域の夜間景観を損なうような過度の明るさや色彩の照明を用いないよう努める。また、周辺住民の生活環境への影響を考慮したものとする。		
外構・緑化	□塀・門は、まちなみの壁面線を維持し、周辺のまちなみに調和するよう努める。 □通りに面する部分に生垣は使わない。 □護岸は、歴史的風致を著しく損なわないよう努める。 □車庫・駐車場は、歴史的風致を著しく損なわないよう努める。また、建物の壁面後退でとる場合や1階の部分に駐車スペースをとる場合は、原則、道路に面した部分には塀・門を設け、周辺のまちなみ景観に調和するよう努める。 □歴史的風致を形成する木竹の保全に努める。 □空地は歴史的風致を損なわない緑化を工夫する。 □木竹の伐採は必要最低限とし、周辺景観との調和に配慮する。			
土地の形質の変更	□現況の地形を可能な限り活かし、周辺景観との調和に配慮する。			

イ. 推奨基準（整備基準）…まちなみを創る基準

項目		推奨基準（整備基準）		
建築物・工作物等	配置	<input type="checkbox"/> 原則として敷地の履歴を調査して建てる。不明の場合、通りに面する壁面は、伝統的なまちなみの壁面線（道路境界から1m前後）を考慮して建てる。 <input type="checkbox"/> 建物が面していない道路境界線には、門又は塀を設け、連続したまちなみ景観を確保する。		
	高さ・規模	<input type="checkbox"/> 2階建以下を基本とする。		
	形態・意匠	全般	<input type="checkbox"/> 伝統的な建築形態を積極的に取り入れた、妻入り又は平入りとする。	
		屋根	形式	<input type="checkbox"/> 切妻、入母屋又は寄棟造りを基本とする。
			勾配	<input type="checkbox"/> 4.5～5寸程度とする。
			材料	<input type="checkbox"/> 銀黒色の棧瓦葺きを基本とする。
		軒・下屋	<input type="checkbox"/> 軒は、白漆喰塗りを基本とし、周辺のまちなみ景観に調和するよう下屋庇を設ける。	
		1階	腰壁	<input type="checkbox"/> 縦羽目板又はモルタル塗仕上等、周辺のまちなみに調和する材料とする。
	開口部		<input type="checkbox"/> 原則、正面（道路側）は掃出とする（側面は腰高窓も可）。 <input type="checkbox"/> 建具は、原則、木製（雨戸付き）あるいは障子戸又はガラス戸引違いとする。外側枠付格子戸填込又は引込み又は出格子付を基本とする。	
	1階・2階	戸袋	<input type="checkbox"/> 縦羽目板又は銅板張りとする。	
外壁		<input type="checkbox"/> 外壁は真壁造りの白漆喰塗りを基本とする（側壁については大壁造白漆喰仕上げも可）。		
2階	開口部	<input type="checkbox"/> 建具は、原則、木製（雨戸付き）あるいは障子戸又はガラス戸引違い又は引込みとする。木製格子等をつけることもできる。		
色彩	<input type="checkbox"/> P67のマンセル表色系を用いた色彩基準を守る。 ※適用除外についてはP67に別途記載。 <input type="checkbox"/> 歴史的まちなみに調和した色彩となるよう努める。 <input type="checkbox"/> 使用する色彩の数は、できるだけ少なくするよう努める。 <input type="checkbox"/> 対比効果の大きい色彩の組み合わせは避けるよう努める。			
屋外設備等	<input type="checkbox"/> 付帯設備は、原則、道路等公共の場から見える部分に露出しないこととし、やむを得ない場合は歴史的風致に配慮した格子等で目隠しをする。 <input type="checkbox"/> 地域の夜間景観を損なうような過度の明るさや色彩の照明を用いないよう努める。また、周辺住民の生活環境への影響を考慮したものとする。			
外構・緑化	<input type="checkbox"/> 塀・門は、原則として履歴を考慮して建てる。不明の場合、連続したまちなみ景観を確保するよう、塀はまちなみ壁面線を維持するよう建て、屋根付板塀等伝統的手法に類するものとし、高さは1.8m程度とする。門は腕木門またはこれに類するものとし、門扉は板戸を基本とする。 <input type="checkbox"/> 通りに面する部分に生垣は使わない。 <input type="checkbox"/> 護岸は、原則、履歴を調査し旧状に復元する。不明の場合、間知石積等、歴史的風致を損なわないものとする。 <input type="checkbox"/> 車庫について、用途上やむを得ず建物内に設ける場合には、建具等は伝統的様式に調和した材料を工夫するものとする。 <input type="checkbox"/> 歴史的風致を形成する木竹、屋敷内の植栽及び大きな樹木の保存に努める。 <input type="checkbox"/> 木竹の伐採は必要最低限とし、周辺景観との調和に配慮する。			
土地の形質の変更	<input type="checkbox"/> 現況の地形を可能な限り活かし、周辺景観との調和に配慮する。			

②歴史的建造物等

■景観形成基準（修理・保全基準）・・・守るべき最低基準

項目		景観形成基準（修理・保全基準）	
建築物・工作物等	配置	□原則として、外観を現状維持し、又は旧状に復元修理する。ただし、復元修理の元となる旧状が不明であったり、復元修理が困難な箇所については推奨基準（整備基準）によるものとする。	
	高さ・規模		
	形態・意匠	全般	□原則として、外観を現状維持し、又は旧状に復元修理する。ただし、復元修理の元となる旧状が不明であったり、復元修理が困難な箇所については推奨基準（整備基準）によるものとする。
		屋根	□原則として、外観を旧状に復元修理する。ただし、復元修理の元となる旧状が不明であったり、復元修理が困難な箇所については推奨基準（整備基準）によるものとする。
		形式・勾配・材料・軒・下屋	
	外壁・腰壁・開口部・戸袋		
	色彩	□原則として、外観を旧状に復元修理する。ただし、復元修理の元となる旧状が不明であったり、復元修理が困難な箇所については推奨基準（整備基準）によるものとする。	
屋外設備等	□付帯設備は、道路等公共の場所から見えないように設置する。 やむを得ない場合は、歴史的風致に配慮した目隠しを工夫する。 □地域の夜間景観を損なうような過度の明るさや色彩の照明を用いないよう努める。また、周辺住民の生活環境への影響を考慮したものとする。		
外構・緑化	□塀・門は、原則として、外観を旧状に復元修理する。ただし、復元修理の元となる旧状が不明であったり、復元修理が困難な箇所については推奨基準（整備基準）によるものとする。 □護岸は、原則として、外観を旧状に復元修理する。ただし、復元修理の元となる旧状が不明であったり、復元修理が困難な箇所については推奨基準（整備基準）によるものとする。 □車庫について、用途上やむを得ず建物内に設ける場合には、建具等は、伝統的様式に調和した格子戸等にするよう努める。 □緑化については、原則として、現状維持に努める。		
土地の形質の変更		□現況の地形を可能な限り活かし、周辺景観との調和に配慮する。	

(2) 城内景観形成地区

i) 景観特性（概況）

城内地区は、お堀や楠などの樹木、鯨の門、本丸御殿を復元した佐賀城本丸歴史館や点在する歴史的建造物などにより、「佐賀市のシンボル」として、風格と潤いのあるまちなみを形成しています。

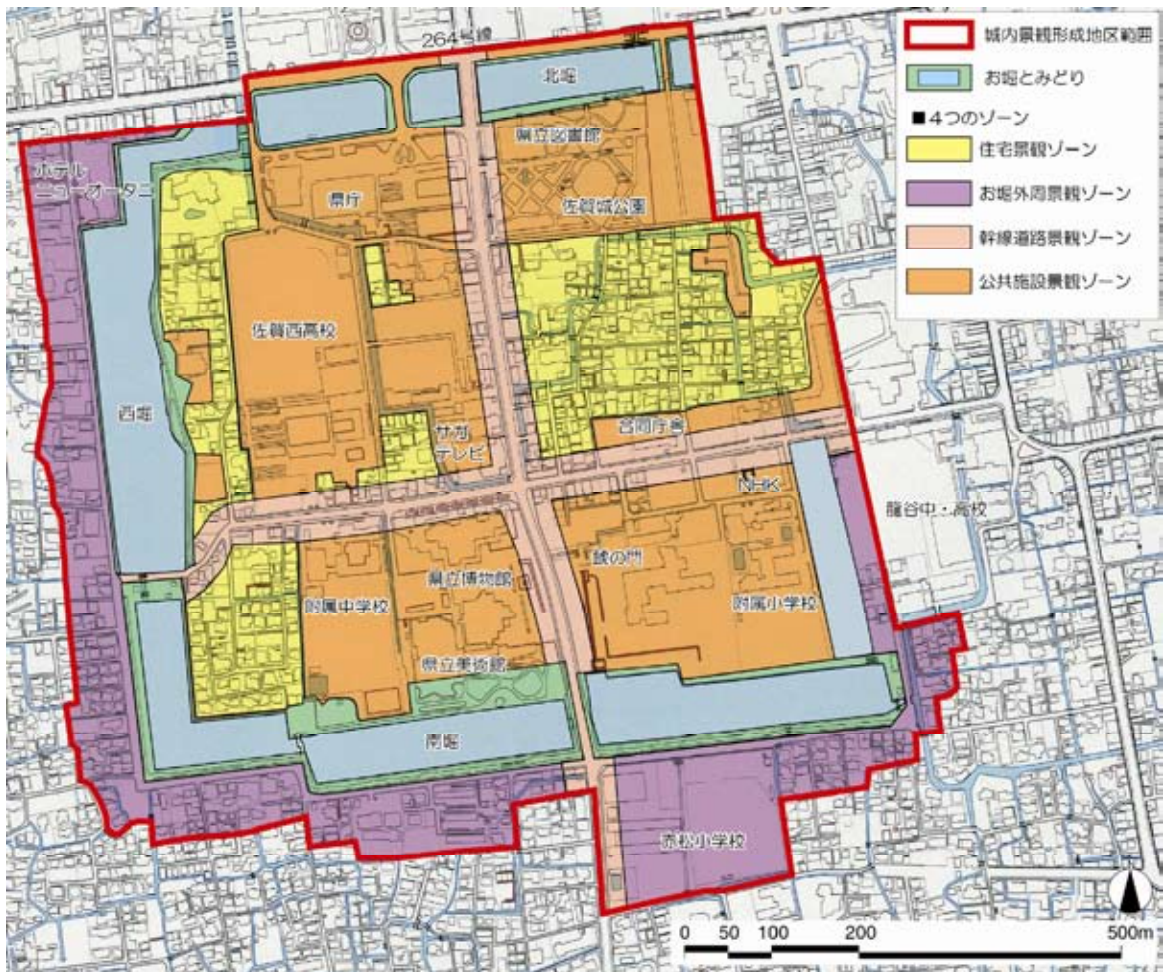
平成13年、地区でのマンション建設計画に対する住民反対運動を契機として、城内の景観を守っていくための機運が高まり、市は、平成14年に、佐賀市都市景観条例における「都市景観形成地区」に指定し、都市景観形成方針、都市景観形成基準を定めました。

城内地区（下図の区域）においては、これまでの都市景観形成地区における都市景観形成方針や都市景観形成基準を継承し、「景観形成地区」として位置づけ、良好な景観形成を図っていきます。

ii) 区域等

城内景観形成地区の区域図は以下のとおりです。

城内地区では、その景観の特徴から4つのゾーン（住宅景観ゾーン、お堀外周景観ゾーン、幹線道路景観ゾーン、公共施設景観ゾーン）に分類し、それぞれに景観形成基準等を定めています。景観形成基準等については、P62～66に記載しています。



図：城内景観形成地区

iii) 景観形成方針（地区全体）

「城内」として受け継いできた風格、お堀の水とみどりが織りなす「ゆとり」をまもり、佐賀の顔としてのシンボル性をそだてながら、城内ならではの「たたずまい」をつくりだしていく

iv) 景観形成基準等

①住宅景観ゾーン

ア. 景観形成方針

「城内」としての落ち着きや、豊かな水とみどりに囲まれた快適でゆとりのある生活の心地よさの感じられる住宅地の景観を形成していく。

イ. 景観形成基準…守るべき最低基準

項目		景観形成基準	
建築物・工作物等	高さ・規模	□住宅地としてのまちなみ景観を形成するよう、低層（3階建て以下）の住宅を基本とする。	
	形態・意匠	全般	□住宅地の雰囲気を著しく損なわないよう努める。
		屋根	□勾配屋根、またはそれに準ずる形状とするよう努める。
	色彩	□P67のマンセル表色系を用いた色彩基準を守る。 ※適用除外についてはP67に別途記載。 □住宅地の雰囲気を著しく損なわないよう、落ち着いた色彩となるよう努める。 □使用する色彩の数は、できるだけ少なくするよう努める。 □対比効果の大きい色彩の組み合わせは避けるよう努める。	
	屋外設備等	□付帯設備は、生活に支障のない範囲で、通りからの見え方、建物や周辺との調和に留意するなど景観上の配慮を行う。 □自動販売機等は、広告表示の派手なものや台数を多く連続して配置するなど、景観を著しく阻害するものは避ける。 □地域の夜間景観を損なうような過度の明るさや色彩の照明を用いないよう努める。また、周辺住民の生活環境への影響を考慮したものとする。	
外構・緑化	□車庫及び駐車場などで道路から見えるものについては、景観上の配慮を行う。 □みどり豊かな住宅地を形成するため、建物周辺で道路に面する部分は、生垣等の緑化を行なうよう努める。基礎等にブロックを使用する場合は、地盤面からの高さを50cm程度とし、上部を緑化するか、板塀などの自然素材を使用するよう努める。やむをえず、フェンスを設置する場合は、生垣等によりフェンスを隠す形状のものを用いるよう努める。 □特に高さ3.5m以上の樹形の美しい高木や季節感を感じさせる木等については積極的な保存に努める。 □木竹の伐採は必要最低限とし、周辺景観との調和に配慮する。		
土地の形質の変更		□現況の地形を可能な限り活かし、周辺景観との調和に配慮する。	

ウ. 推奨基準…まちなみを創る基準

項目		推奨基準	
建築物・工作物等	高さ・規模	<input type="checkbox"/> 落ち着いた住宅地の景観を形成するため2階建て以下の住宅とする。 <input type="checkbox"/> 威圧感のある大きな壁面をつくらぬよう配慮する（総2階を避ける）。	
	形態・意匠・色彩	外壁	<input type="checkbox"/> 建物の外壁は木板や漆喰、珪藻土など、自然素材を使用することが望ましい。その他の建材を使用する場合も、色彩については、白、灰色、濃い茶色、木質の色彩など自然素材の温かみや深みを持ったものを使用する。
		屋根	<input type="checkbox"/> 2方向以上で、4/10～5/10寸程度の勾配屋根とする。 <input type="checkbox"/> 瓦葺きを基本とし、灰色又はシルバーから黒までのモノトーン中心の落ち着いた色彩とする。
	屋外設備等	<input type="checkbox"/> 付帯設備は、生活に支障のない範囲で、通りからの見え方、建物や周辺との調和に留意するなど景観上の配慮を行う。 <input type="checkbox"/> 自動販売機等を設置する場合は、本体の鮮やかな色彩などが通りの景観を損なわないように配置、色彩等の十分な配慮を行う。また、側面については木柵または植栽により修景を図る。 <input type="checkbox"/> 地域の夜間景観を損なうような過度の明るさや色彩の照明を用いないよう努める。また、周辺住民の生活環境への影響を考慮したものとする。	
	外構・緑化	<input type="checkbox"/> 車庫などの構造物を設ける場合は、落ち着いた色彩にするなど建物との景観的な調和に十分配慮する。 <input type="checkbox"/> 駐車場については、道路に面する部分を生垣などで緑化し、著しく幅の広い出入口とならないよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 建物周辺で道路に面する部分は、生垣などの緑化を行い、土留め（擁壁）については、自然石とする。 <input type="checkbox"/> 木竹の伐採は必要最低限とし、周辺景観との調和に配慮する。	
土地の形質の変更		<input type="checkbox"/> 現況の地形を可能な限り活かし、周辺景観との調和に配慮する。	

②お堀外周景観ゾーン

ア. 景観形成方針

お堀の外側においても、内側の地区と一体となって景観への配慮を行うことでお堀の水とみどりの景観を支えていく。

イ. 景観形成基準…守るべき最低基準

項目		景観形成基準	
建築物・工作物等	高さ・規模	□お堀周辺のクスノキなどの高さを目安に景観に配慮した高さとする。	
	形態・意匠	全般	□お堀周辺の景観を損なわないよう、十分配慮する。
		屋根	□勾配屋根、またはそれに準ずる形状とするよう努める。
	色彩	□P67のマンセル表色系を用いた色彩基準を守る。 ※適用除外についてはP67に別途記載。 □お堀周辺の景観を著しく損なわないよう、十分配慮する。 □使用する色彩の数は、できるだけ少なくするよう努める。 □対比効果の大きい色彩の組み合わせは避けるよう努める。	
	屋外設備等	□付帯設備は、生活に支障のない範囲で、お堀周辺からの見え方、建物や周辺との調和に留意するなど景観上の配慮を行う。 □自動販売機等は、お堀の外周道路に面した箇所を設置する場合は、本体の鮮やかな色彩などがお堀周辺の景観を損なわないように配置、色彩等の十分な配慮を行う。 □地域の夜間景観を損なうような過度の明るさや色彩の照明を用いないよう努める。また、周辺住民の生活環境への影響を考慮したものとする。	
	外構・緑化	□駐車場は、お堀の外周道路に面した箇所をできるだけ生垣等により緑化に努め、出入口については著しく広い出入口とならないよう配慮する。 □車庫などで道路から見えるものについては、景観上の配慮を行う。 □お堀周辺の空間と一体的な住宅地を形成するため、お堀の外周道路に面する箇所はできるだけ生垣や季節感を感じさせる樹木を配置するなど、みどり豊かな住宅地を形成するよう努める。 □樹木や生垣の保存に努める。 □木竹の伐採は必要最低限とし、周辺景観との調和に配慮する。	
土地の形質の変更		□現況の地形を可能な限り活かし、周辺景観との調和に配慮する。	

③幹線道路景観ゾーン

ア. 景観形成方針

「城内」のメインストリートとして、落ち着きや風格の感じられる沿道景観を形成していく。

イ. 景観形成基準…守るべき最低基準

項目		景観形成基準
建築物・工作物等	配置	□大規模建築物※は、街路と連続する建物前面の空間がゆとりのあるものとなるよう、できるだけ緑化スペースや広場（公開空地）を設けるよう努める。
	高さ・規模	□周辺のまちなみと調和した高さ・規模となるよう努める。
	形態・意匠	□地区の骨格となる道路に面することを踏まえ、城内地区のメインストリートにふさわしい風格のある形態・意匠となるように配慮する。
	色彩	□P67 のマンセル表色系を用いた色彩基準を守る。 ※適用除外についてはP67 に別途記載。 □城内のメインストリートとして、風格や潤いが感じられるよう、落ち着いた色彩となるよう努める。 □使用する色彩の数は、できるだけ少なくするよう努める。 □対比効果の大きい色彩の組み合わせは避けるよう努める。
	屋外設備等	□屋上に設置する設備等は、幹線道路から見えにくい位置に設置するか、目立たないように外壁と同様の色彩、デザインとなるよう努める。 □付帯設備は、幹線道路から見えにくい位置に設置するか、建物との調和に配慮した色彩の工夫や囲いを設けるなどして目立たなくなるよう努める。 □自動販売機等は、広告表示の派手なものや、台数を多く連続して配置するなど、景観を著しく阻害するものは設置しない。 □地域の夜間景観を損なうような過度の明るさや色彩の照明を用いないよう努める。また、周辺住民の生活環境への影響を考慮したものとする。
	外構・緑化	□車庫及び駐車場などの外周は、緑化などにより修景に努め、景観上の配慮を行う。 □大規模建築物※は、外壁の後退による建物前面の空間には、できるだけ緑地や植栽帯を設けるよう努める。 □高さ10m以上の既存樹木の伐採はできるだけ避ける。 □木竹の伐採は必要最低限とし、周辺景観との調和に配慮する。
	土地の形質の変更	□現況の地形を可能な限り活かし、周辺景観との調和に配慮する。

※大規模建築物：P33 に規定する建築物に該当するもの

④公共施設景観ゾーン

ア. 景観形成方針

公共施設とその周辺環境の積極的な景観形成によって「城内」の景観づくりを先導していく。

イ. 景観形成基準…守るべき最低基準

項目		景観形成基準
建築物・工作物等	配置	□街路と連続する建物前面の空間がゆとりのあるものとなるよう、できるだけ緑化スペースや広場（公開空地）を設けるよう努める。
	高さ・規模	□周辺のまちなみと調和した高さ・規模となるよう努める。
	形態・意匠	□佐賀の顔を構成する重要な要素となる視点を踏まえ、城内にふさわしい落ち着いたきのある形態・意匠となるように配慮する。
	色彩	□P67のマンセル表色系を用いた色彩基準を守る。 ※適用除外についてはP67に別途記載。 □城内の風格や潤いを感じられるよう、落ち着いた色彩となるよう努める。 □使用する色彩の数は、できるだけ少なくするよう努める。 □対比効果の大きい色彩の組み合わせは避けるよう努める。
	屋外設備等	□屋上に設置する設備等は、道路から見えにくい位置に設置するか、目立たないように外壁と同様の色彩、デザインとなるよう努める。 □付帯設備は、道路から見えにくい位置に設置するか、建物との調和に配慮した色彩の工夫や囲いを設けるなどして目立たなくなるよう努める。 □自動販売機等は、色鮮やかなデザインなどが景観を損なうことのないよう、できるだけ建物に組み込んだり、植栽や囲いで覆うなど目立たないように配慮する。 □地域の夜間景観を損なうような過度の明るさや色彩の照明を用いないよう努める。また、周辺住民の生活環境への影響を考慮したものとする。
外構・緑化	□車庫及び駐車場などの外周は、緑化などにより修景に努め、景観上の配慮を行う。 □建物周辺で道路に面する部分はできるだけ緑化に努める。 □外壁の後退による建物前面の空間には、できるだけ緑地や植栽帯を設ける。また、高木を中心とした配置となるよう努める。 □屋上はできるだけ緑化に努める。 □高さ10m以上の既存樹木の伐採はできるだけ避ける。 □木竹の伐採は必要最低限とし、周辺景観との調和に配慮する。	
土地の形質の変更		□現況の地形を可能な限り活かし、周辺景観との調和に配慮する。

3. 各地区のマンセル表色系を用いた色彩基準

(1) マンセル表色系を用いた色彩基準

建築物・工作物の外壁及び屋根の色彩基準は以下のとおりです。

色相 地区	R・YR・Y系 (赤・黄赤・黄系)	その他の有彩色 (黄緑・緑・青緑・青・ 青紫・紫・赤紫系)	無彩色 (白・黒・灰)
柳町	彩度5以下	彩度3以下	規定なし
城内	彩度5以下	彩度3以下	規定なし

表中の色相・彩度については、日本工業規格(JIS Z 8721)に採用されているマンセル表色系(P79参照)に基づくものです。

(2) 適用除外

次に該当するものは、景観形成基準(色彩)の適用除外とします。

- ①無着色の木材、土壁、石材、金属板、ガラス等の素材本来が持つ色彩
- ②地域に親しまれ景観資源となっているもの
 - ・地域のランドマークの役割を果たしているもの
 - ・文化財、景観重要建造物や歴史的な寺社など
- ③他法令で色彩が規定されているもの
- ④アクセントとして用いられる色彩
 - ・各外壁面の10%以内で用いる色彩
- ⑤その他市長が認めるもの
 - ・地域住民にとって必要不可欠なもの
 - ・景観審議会等の意見を聴き、景観形成上、支障がないと認めるもの など

第8章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定に関する事項

景観重要建造物及び景観重要樹木は、地域の景観上重要な建造物（建築物及び工作物など）または樹木について指定し、維持、保全及び継承を図るものです。

本市では、地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観や樹容が景観上の特徴を有し、良好な景観の形成に重要なもので、道路など公共の場所から容易に見ることができるものを対象として、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針を以下のとおり定めます。

※景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に際しては、佐賀市景観審議会の意見を聴くこととします。

■景観重要建造物の指定方針

- ・地域の歴史、文化又は建築的に価値が高いと認められるもの
- ・優れたデザインや地域のシンボルとなる建造物で、地域づくりに寄与するもの

※いずれかに該当するものを指定することとします。

■景観重要樹木の指定方針

- ・地域の歴史、文化的に価値が高いと認められるもの
- ・優れた樹形を有するなど、地域のシンボルとなる樹木で、地域づくりに寄与するもの

※いずれかに該当するものを指定することとします。

【既存制度との関連について】

- ・景観計画の策定に先立ち、佐賀市都市景観条例（旧条例）に基づく「都市景観重要建築物等」として、平成23年度までに29物件を指定し、助成等により保存に努めてきたところです。
- ・これまで指定してきた「都市景観重要建築物等」については、旧条例の制度として残します。今後は、所有者の意向を踏まえながら、「景観重要建造物」や「景観重要樹木」の指定に向けて検討していきます。

第9章 屋外広告物の表示等の制限に関する事項

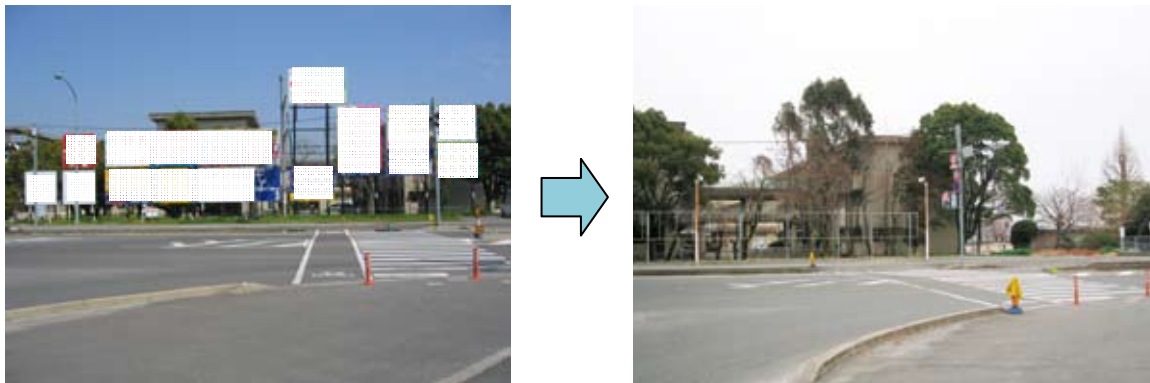
屋外広告物は、良好な景観形成において重要な要素のひとつです。また、情報を求めている市民にとって有益なものであり、まちに活気を与えるものでもあります。しかし、これらの広告物が無秩序に氾濫することにより、自然景観や良好なまちなみ景観を損なうことがあるため、周辺の景観と調和した適正な広告物の規制誘導を行うことが必要です。

したがって、「佐賀市屋外広告物条例」に基づく規制誘導と併せて、良好な景観形成のため、屋外広告物の表示等の制限に関する事項（基本方針・考え方）を以下のとおり定めます。

■基本方針・考え方

- ・良好な眺望を妨げないよう配慮する。
- ・景観上重要な地域では、地域イメージを損なわないよう配慮する。
- ・周辺の景観と調和した形態・意匠となるよう努める。
- ・地色は、けばけばしい色彩（原色など）を避け、使用する色彩の数もできるだけ少ないものとするよう努める。

■佐賀市屋外広告物条例による規制（参考）



【主要交差点の屋外広告物の撤去状況】

第10章 景観重要公共施設の整備に関する事項

景観重要公共施設は、道路や河川、都市公園などのうち、景観形成のための取り組みを周辺と一体的に行うことが期待されるものについて、地域の景観形成上重要な公共施設として、管理者の同意の上、景観計画に定めるものです。

本計画には、景観重要公共施設の整備に関する指定方針を以下のとおり定めます。

■指定方針

- ・ 良好な景観を再生、創出する等、地域の景観形成の先導的な役割を果たす上で重要なものについて、景観重要公共施設の指定を検討していきます。
- ・ 景観形成地区にある公共施設や、景観資源として多くの市民から親しまれる公共施設について、景観重要公共施設の指定を検討していきます。

■景観重要公共施設の対象

- ①道路法による道路
- ②河川法による河川
- ③都市公園法による都市公園
- ④海岸法による海岸保全区域等に係る海岸
- ⑤港湾法による港湾
- ⑥漁港漁場整備法による漁港
- ⑦自然公園法による公園事業に係る施設
- ⑧その他政令で定める公共施設
 - ・ 土地改良法による土地改良事業に係る土地改良施設
 - ・ 下水道法による下水道
 - ・ 森林法による保安施設事業に係る施設
 - ・ 都市緑地法による市民緑地契約に係る市民緑地
 - ・ 特定都市河川浸水被害対策法による雨水貯留浸透施設
 - ・ 砂防法による砂防施設 など

第11章 景観形成の推進方策

1. 協働で進める景観づくり

本計画で掲げた景観形成の基本理念、基本方針、景観施策を推進していくためには、行政をはじめ、市民、事業者、団体など、多くの方々の理解と協力がなければ実現できません。

一人ひとりが、本市の財産である景観の価値を認識し、それぞれがお互いの役割を認め合い、相互に意見交換しながら、連携と協働により、できるところから着実に進めていくことが重要です。

(1) 市民の役割

- ・景観づくりの主体であることの認識の輪を広め、景観づくりに関する理解を深めるとともに、積極的に景観づくりに努めます。
- ・行政が実施する景観づくりに関する施策に、市民として目を光らせるとともに、まちづくりの一環として参加・協力します。

(2) 事業者の役割

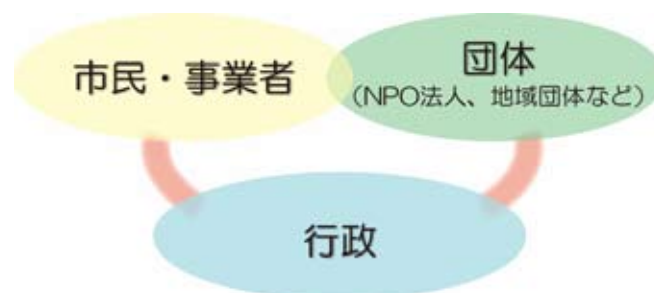
- ・事業者が管理する建築物等や事業活動が、景観に影響を与えるものであることを認識し、その事業活動の実施にあたっては、積極的に景観づくりに貢献するよう努めます。
- ・行政が実施する景観づくりに関する施策に、参加・協力します。

(3) 行政の役割

- ・景観づくりに関する総合的な施策を策定し、これを実施します。策定、実施にあたっては、市民・事業者等の意見が十分に反映されるよう努めます。
- ・公共施設の整備等を行う際は、景観づくりに先導的な役割を果たすよう努めます。
- ・景観づくりに関する調査、研究等を行い、情報提供に努めます。
- ・景観づくりに関する市民・事業者等の意識の啓発に努めます。

(4) 団体（景観づくりに関する活動を行うNPO法人、地域団体など）の役割

- ・それぞれの活動の中で、積極的な景観づくりを実施します。
- ・行政が実施する景観づくりに関する施策に、参加・協力し、行政や事業者に対して提案をします。
- ・まちづくりに関わるNPO団体などは、それぞれが持つ知識や経験を活かし、コーディネーター等の立場から、市民・事業者・行政が行う景観づくりの取り組みを支援します。



図：協働イメージ

2. 景観施策の展開

(1) 市民意識の醸成

① 既存事業の概要

■ 佐賀市景観賞の表彰（平成9年度施行）

市民の景観形成やまちづくりに対する意識向上を図るために、良好な景観形成に寄与する建築物やみどり、その他まちづくりの取り組みなどを表彰していく制度です。

平成9年度から開始し、歴史的な建築物、優れたデザインの建築物、身近なみどりや連続する生垣など、平成23年度までに60件を表彰しています。

今後、対象範囲を広げる等の事業内容の検討を図っていきます。



江口邸【諸富町】
(第10回受賞作品：平成18年度)



西の谷の棚田と大串集落【富士町】
(第11回受賞作品：平成19年度)



與止日女神社【大和町】
(第12回受賞作品：平成20年度)



戸ヶ里漁港の船溜まり【川副町】
(第13回受賞作品：平成21年度)



古賀邸【久保田町】
(第13回受賞作品：平成21年度)



本庄町溝口の矢竹の生け垣【本庄町】
(第14回受賞作品：平成22年度)

■都市景観重要建築物等の指定（平成14年度施行）

景観形成を図っていく上で重要な価値があると思われる建築物や工作物、樹木などを指定し、その貴重な財産を末永く残していくように支援する制度です。保全に係る修理、修景等に対して、所有者の経済的負担軽減のため助成制度も設けています。

平成23年度までに歴史的な建築物等を中心に29件を指定しました。

今後は、所有者の意向を踏まえながら、「景観重要建造物」や「景観重要樹木」の指定に向けて検討していきます。

【過去の指定物件】

- ・平成14年度（3件） 野中ウサイエン、願正寺、佐嘉・松原神社のクスノキ群
- ・平成15年度（3件） 田中酒造、竹下邸、山下邸
- ・平成16年度（2件） 竹下邸、本行寺
- ・平成17年度（1件） 高伝寺
- ・平成18年度（2件） 伊勢神社、大坪邸
- ・平成19年度（2件） 大覚寺、護国神社境内の楠と石造物群
- ・平成20年度（2件） 牛嶋天満宮、藪内写真館
- ・平成21年度（2件） 龍造寺八幡宮、北島邸
- ・平成22年度（2件） 与賀神社、三浦邸
- ・平成23年度（10件） 松野邸、江口邸、西村邸、蛸久天満宮、古賀邸、千鳥屋総本家 原田邸、横尾邸、九州電力株式会社 川上川第二発電所、新北神社、平安山 龍泰禅寺



野中ウサイエン【材木一丁目】
（平成14年度指定）



田中酒造【蓮池町】
（平成15年度指定）



護国神社境内の楠と石造物群【川原町】
（平成19年度指定）



藪内写真館【松原2丁目】
（平成20年度指定）

②広報、啓発

- ・市民意識調査の結果、景観づくりに関する情報提供を望む声が多かったことから、本市における様々な景観施策や市民によるまちづくり活動について、市報やホームページ等による広報を行い、景観に対する市民意識の向上を図ります。
- ・景観計画の理解を深めることができるよう、市民向けパンフレットや届出に関するガイドラインを作成し、市民や事業者にとって分かりやすい情報提供を行っていきます。
- ・現在、本市で取り組んでいる既存事業の充実、連携により、さらに良好な景観形成の実現を目指していきます。

■「景観賞」、「都市景観重要建築物等」、「景観重要建造物（樹木）」等を活用した事業の推進

- ・景観ウォッチングの実施など

■「景観事業イベント（表彰式・パネル展等）」の充実

■「屋外広告物撤去ボランティア活動」等の推進

■「景観まちづくりシンポジウム」、「講演会」等の開催 など



景観ウォッチング



景観事業イベント（パネル展）



景観事業イベント（講演会）



屋外広告物撤去活動

(2) 景観計画の運用

①景観計画の充実

本計画は、一度策定して終わりというものではなく、計画に沿って様々な施策や仕組みが発効することから、今後も本市の景観まちづくりに必要な施策等を継続的に検討し、本計画に盛り込んでいきます。また、社会情勢等の変化に対応していくため、適宜、計画の見直しを行っていきます。

②景観誘導エリアの追加・変更

「景観誘導エリア」は、本市において、特に重点的に景観の誘導を図る必要があるとして位置づけ、その景観の保全、形成、活用に向けて面的かつ総合的な取り組みが必要であるエリアです。景観誘導エリアを追加・変更する場合は、本計画の変更が必要となることから、「佐賀市景観審議会」に諮る必要があります。

③景観形成地区の指定・変更

「景観形成地区」は、景観計画区域のうち、特に重点的に景観の形成を図る必要があると認める地区を、市長が指定することができるとしています。景観形成地区の指定や内容を変更する場合は、「佐賀市景観審議会」に諮る必要があります。

④景観形成の推進体制

ア) 諮問機関・専門家の位置づけと役割

景観形成の推進や施策の検討に関して、旧条例（佐賀市都市景観条例）では、都市景観審議会が市の景観行政に関する諮問機関として位置づけられており、都市景観基本計画の策定、都市景観形成地区の指定、都市景観重要建築物等の指定等を行う際に意見を聴かなければならないこと等が規定されていました。

景観計画の策定等については、都市計画審議会の意見聴取を行うことが景観法に規定されており、新条例（佐賀市景観条例）では、「佐賀市景観審議会」を市の景観行政に関する諮問機関として位置づけます。また、公共施設や民有空間の整備等における景観誘導に際して技術的指導・助言を行う専門家として、景観アドバイザーを位置づけることから、景観施策の推進にあたっては、それぞれの審議会等の役割分担や連携のあり方を明確にする必要があります（次ページに役割を示します）。

今後の景観形成の推進や充実を図るためにも、これらの諮問機関や専門家を有効に活用し、それぞれの役割分担を明確化するとともに、効果的な連携を図りながら運営を行っていく必要があります。

■景観形成の推進体制における役割

連携

■都市計画審議会

【景観に関する審議事項】

- ①景観法第8条第6号に基づき、都市計画区域に定める景観計画は、都市計画法第6条の2第1項の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針への適合性から意見聴取
- ②景観法第61条に基づき、都市計画法第8条第1項第6号に定める景観地区の都市計画決定について、都市計画法第19条に基づく付議（都市計画決定手続き）

■景観審議会

【審議事項等】

- ①景観計画の策定、変更、廃止
- ②景観形成地区の指定
- ③行為の届出に関する事項
 - ・助言・指導（必要時）
 - ・勧告（必要時）
 - ・公表
 - ・変更命令
- ④景観重要建造物及び景観重要樹木に関する事項
 - ・指定、解除
 - ・原状回復命令等
 - ・管理に関する勧告（必要時）
 - ・管理に関する命令
- ⑤その他良好な景観の形成に必要な事項

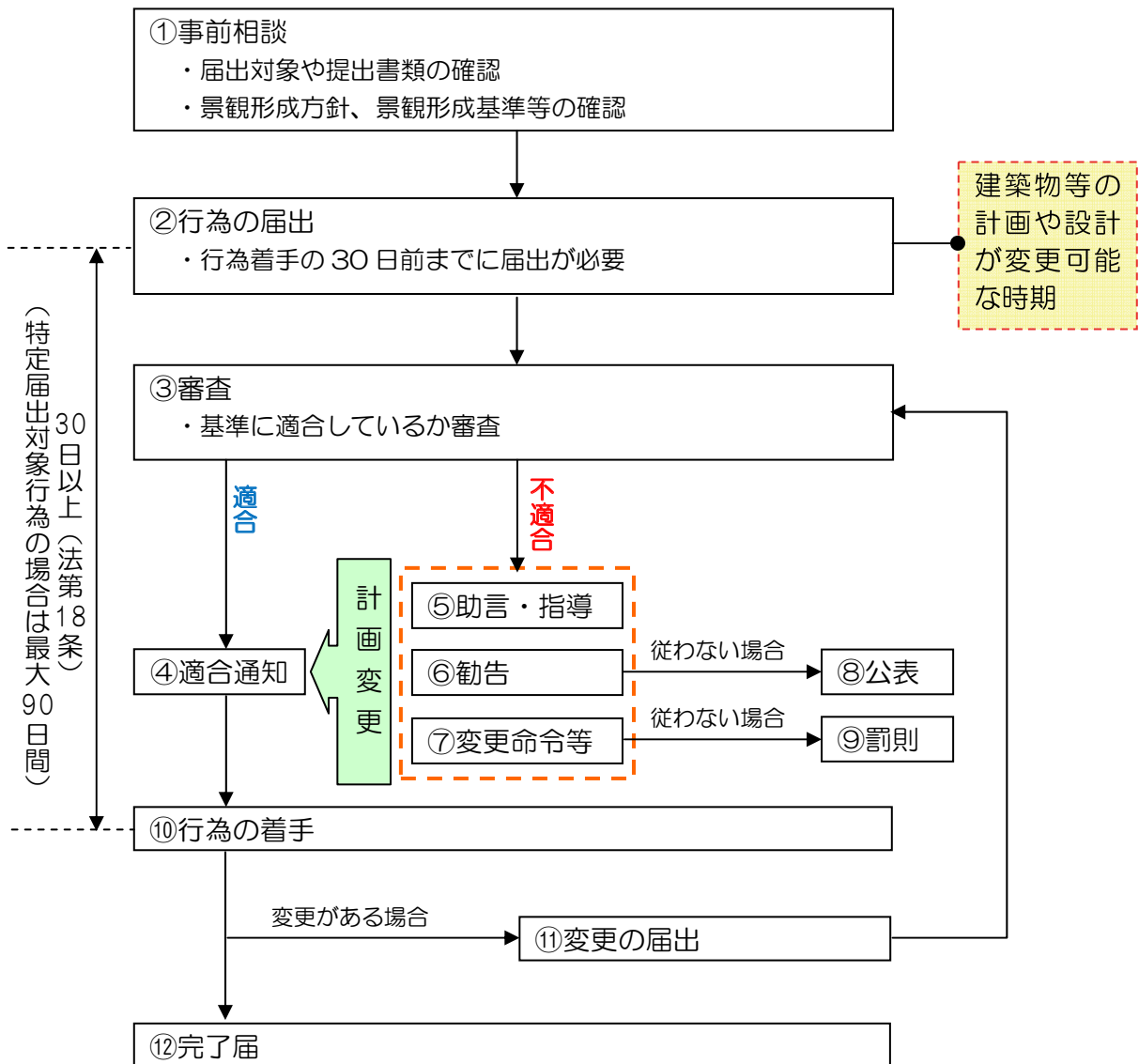
連携

■景観アドバイザー

以下の事項について、必要に応じて意見を聴くこととします。

- ①行為の届出に関する事項
- ②公共事業等の計画・設計等
- ③民有空間における整備等
- ④その他良好な景観の形成に必要な事項

イ) 行為の届出に係る審査の流れ



必要に応じて、景観アドバイザー・景観審議会の意見を聴くこととします。
(ただし、⑦変更命令等、⑧公表については、必ず景観審議会の意見を聴きます)

【公表について】

・勧告に従わない場合は、公表することがあります。

【罰則について】

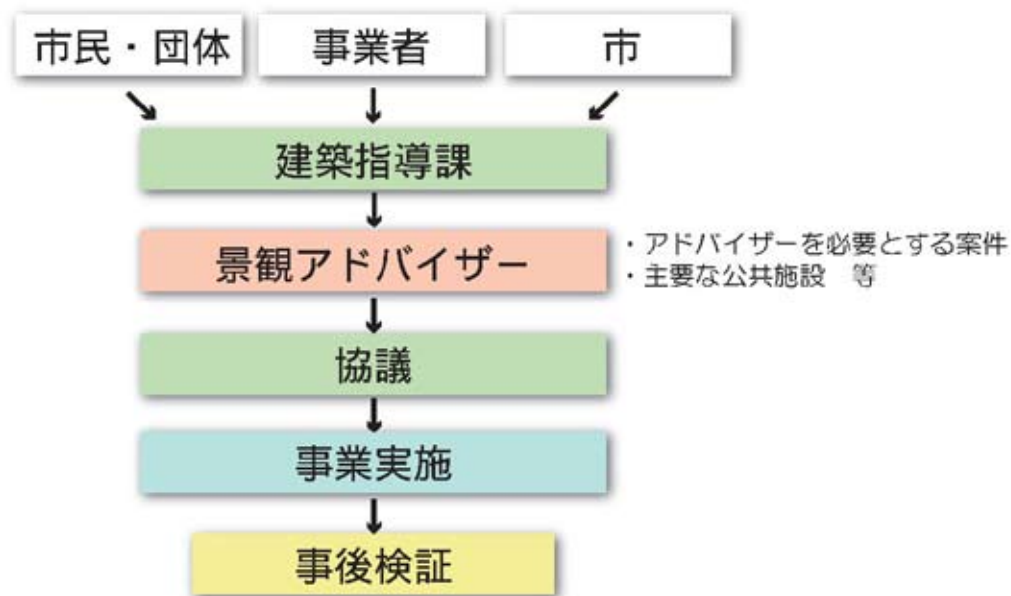
以下の場合、罰則が適用されることがあります。

- ・届出をしない場合、虚偽の届出をした場合 (30万円以下の罰金)
- ・行為の着手制限期日を守らず着手した場合 (30万円以下の罰金)
- ・変更命令に従わない場合 (50万円以下の罰金)
- ・原状回復命令に従わない場合 (1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)

(3) 行政による先導的な景観形成

- ・本市における公共施設（道路、河川等）の整備に際しては、整備を行おうとする場所の景観形成方針及び景観形成基準に従い、さらに「佐賀市公共空間のデザインガイドライン」、「佐賀県公共事業景観形成指針」等を活用することで、良好な景観形成の誘導を図っていきます。
- ・本市の景観形成上、重要な場所、特に「佐賀城下町周辺エリア」及び「景観形成地区」において公共事業を行う際は、景観アドバイザー制度等を活用し、整備内容について協議による誘導を図っていきます。
- ・公共事業を行う際に良好な景観形成を推進できるよう、景観に関する職員向け研修や勉強会等を実施し、意識の向上や共通認識の構築を図っていきます。

■景観アドバイザー制度の活用



(4) 関連施策・制度の活用

景観形成に関する施策は、都市計画、文化財、環境、産業など行政の広範囲にわたっており、その施策や制度は多様です。景観施策を総合的に推進するため、関係機関等との連携を強化するとともに、関連施策や制度を景観形成の観点から積極的に活用していきます。

参考資料

1. 色彩について	79
2. 用語解説	83

1. 色彩について

(1) 色彩の基礎知識

景観計画では、色彩を正確かつ客観的に表すために、マンセル表色系を採用しています。マンセル表色系は、日本工業規格（J I S）にも採用され、多くの国々で用いられている、色彩のものさしともいえる尺度で、ひとつの色彩を「色相」「明度」「彩度」という3つの属性の組み合わせによって表現します。これによって、赤や青、黄色などといった色名による表現よりも個人差のない正確な色彩を表現することができます。

しきそう
■色相

色相は、いろあいを表します。10種の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベット（R、YR、Y、GY、G、BG、B、PB、P、RP）とその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、10Rや5Yなどのように表記します。

めいど
■明度

明度は、あかるさの度合いを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。

さいど
■彩度

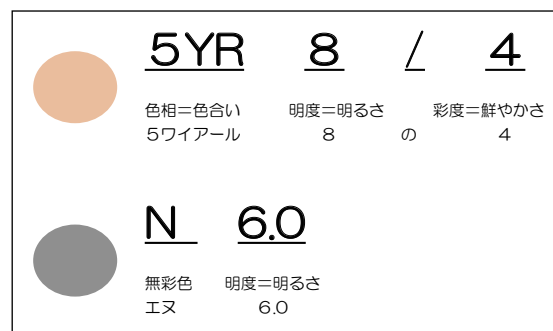
彩度は、あざやかさの度合いを0から14程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、灰などの無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きくなり赤の原色の彩度は16程度です。

■マンセル値(マンセル記号)

マンセル値は、色彩の3つの属性（色相、明度、彩度）を組み合わせ、ひとつの色彩を表記する記号のことです。



図：マンセル表色系のしくみ

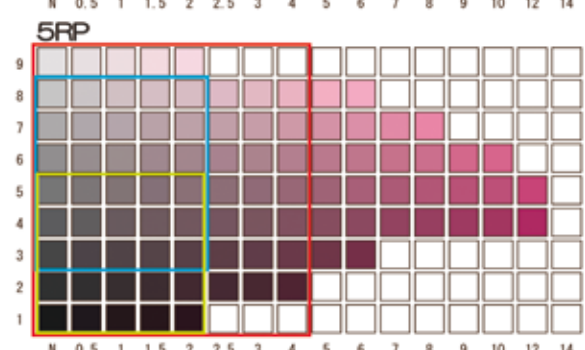
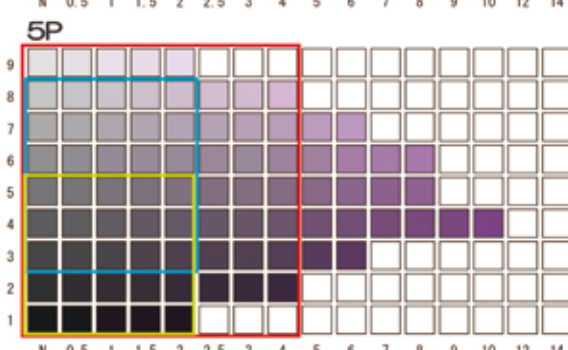
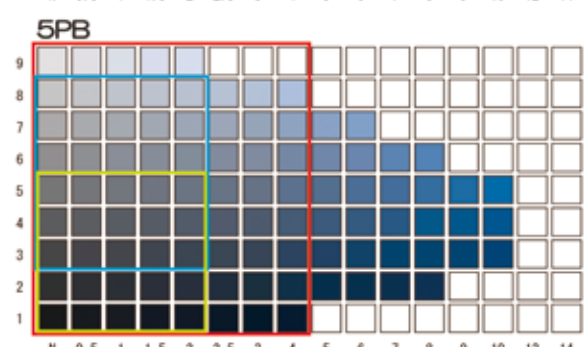
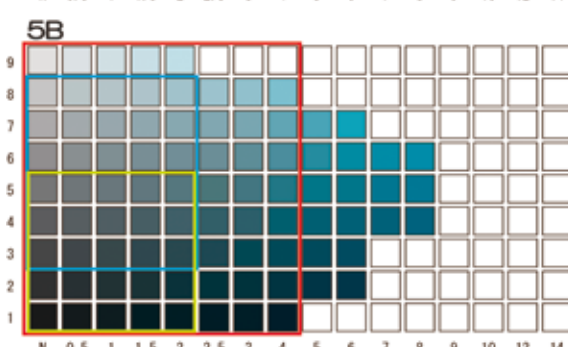
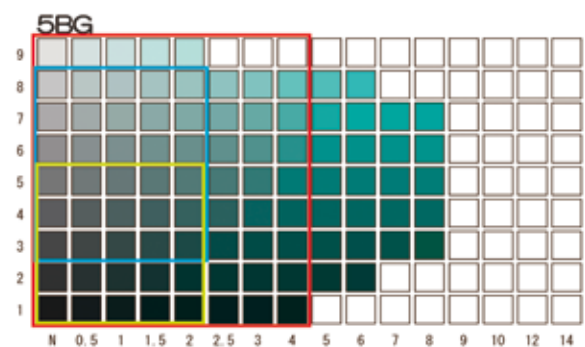
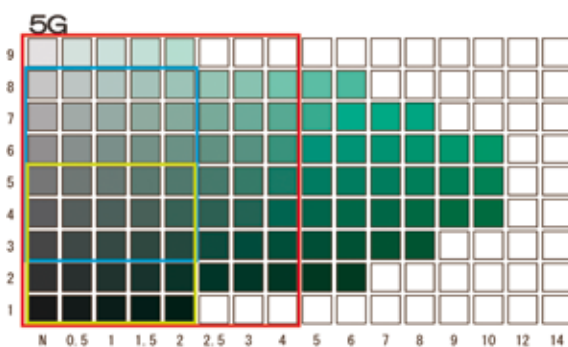
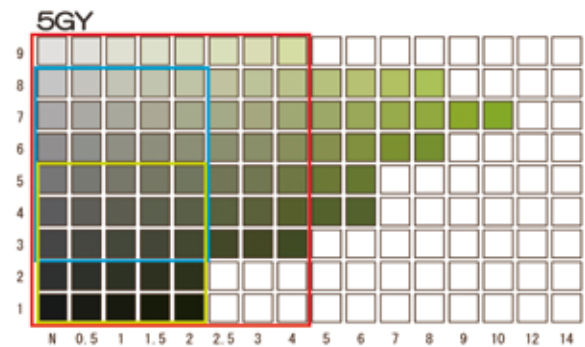
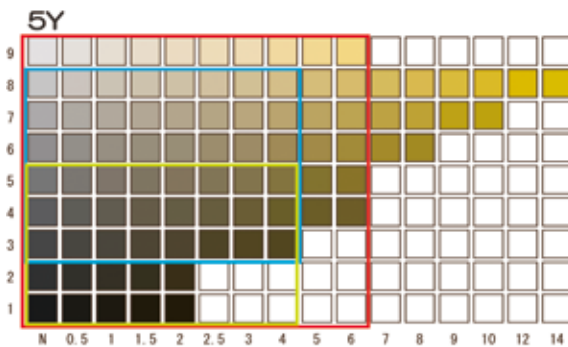
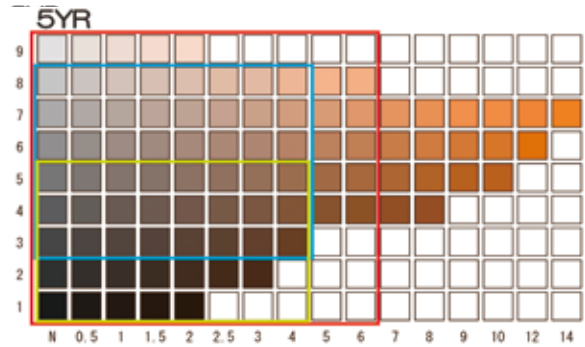
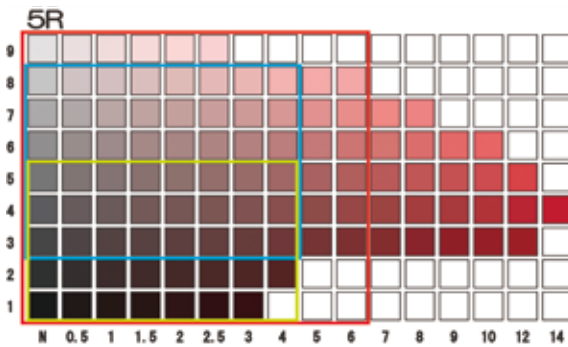


図：マンセル記号による色彩の表し方と読み方

(2) マンセルカラーチャートを用いた具体的な色の例

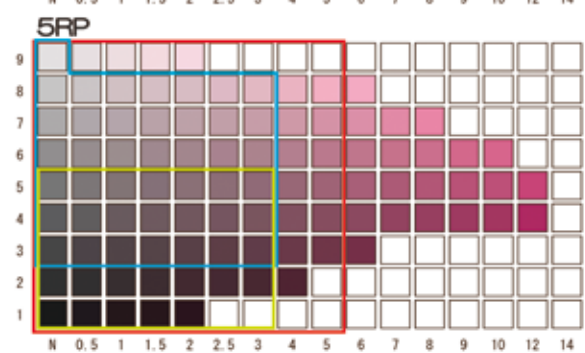
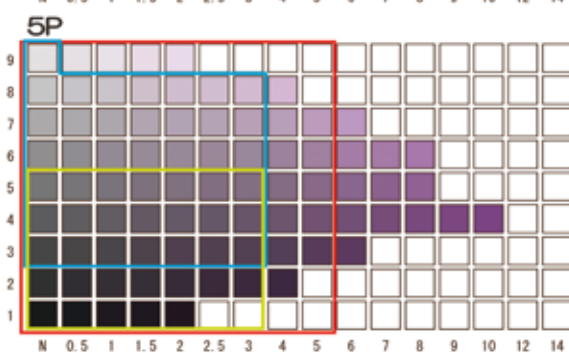
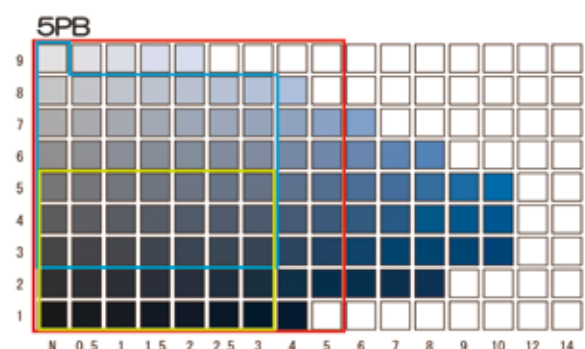
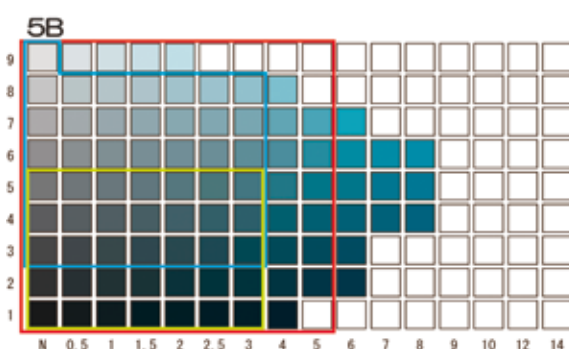
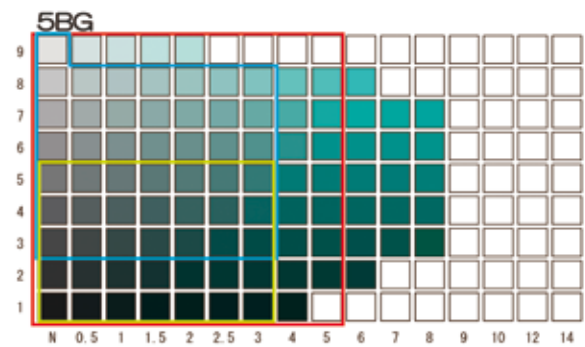
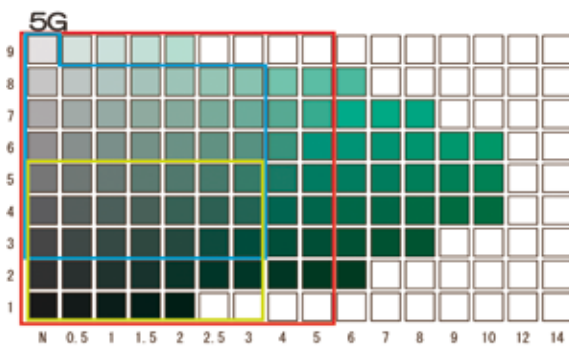
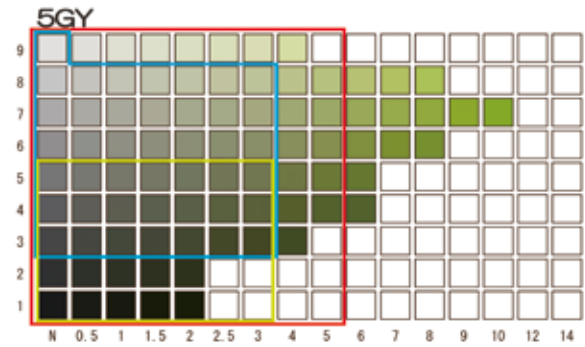
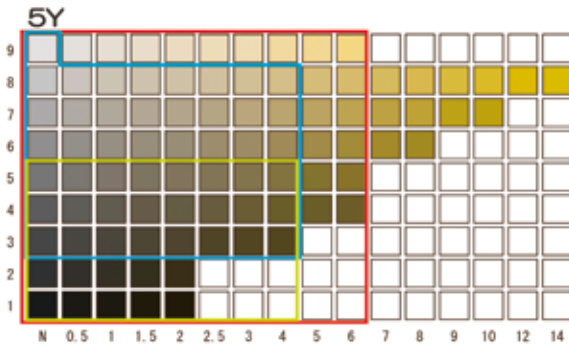
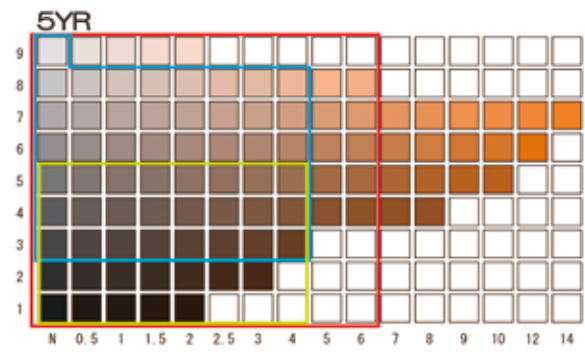
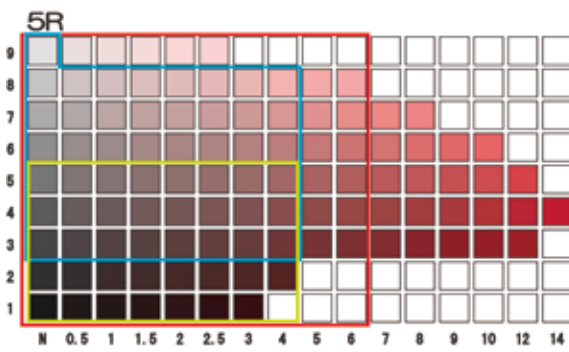
■山ゾーン、平野ゾーン

※印刷のため、実際のマンセル値とは多少色が異なります。



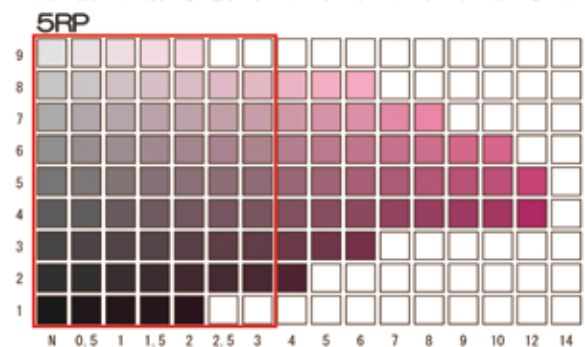
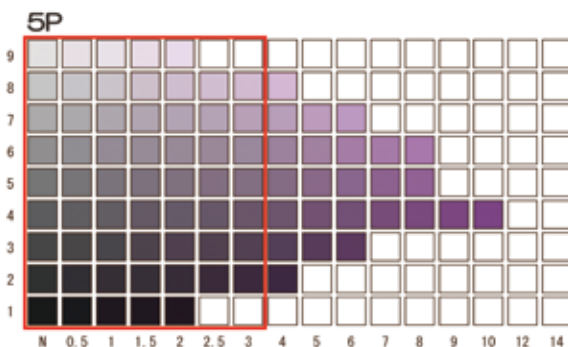
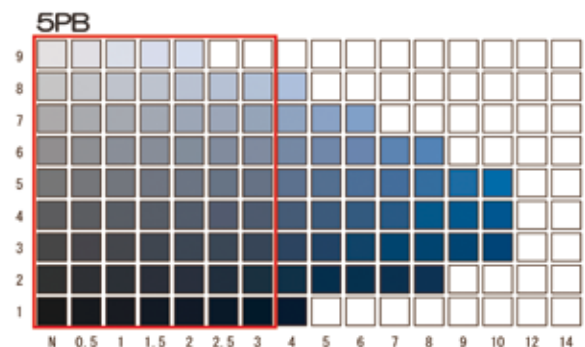
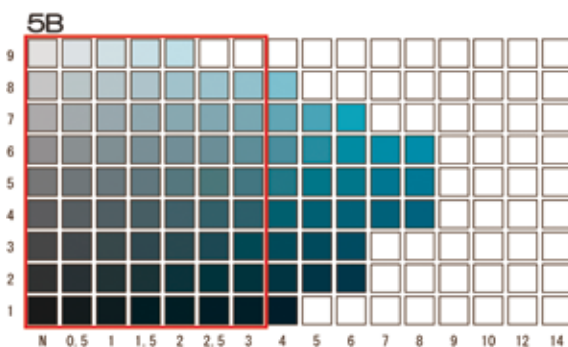
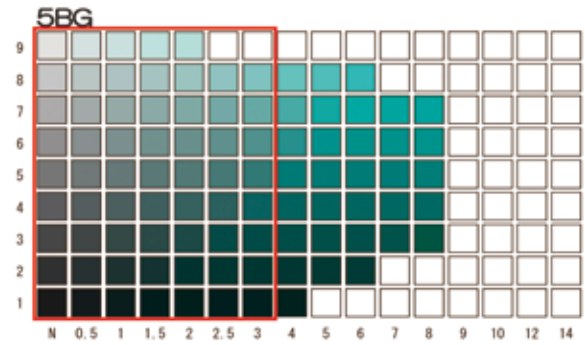
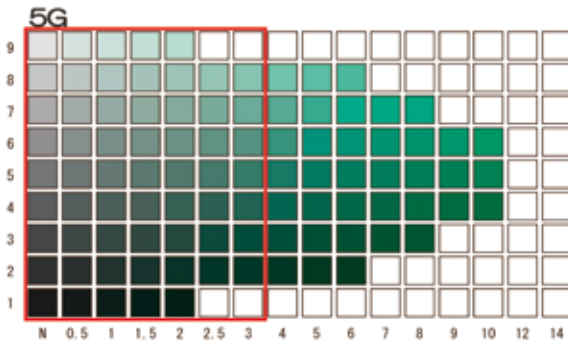
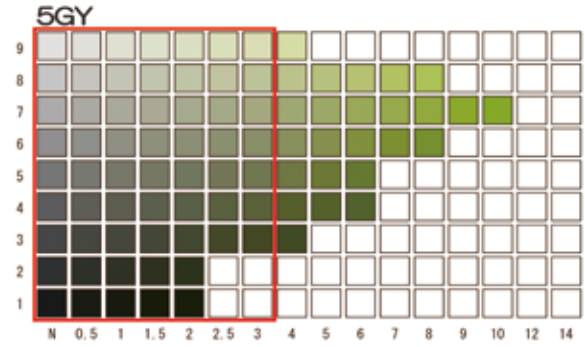
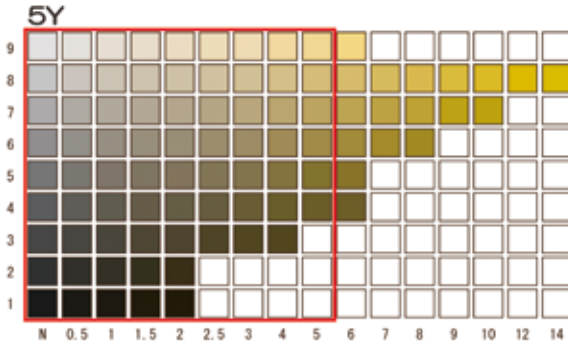
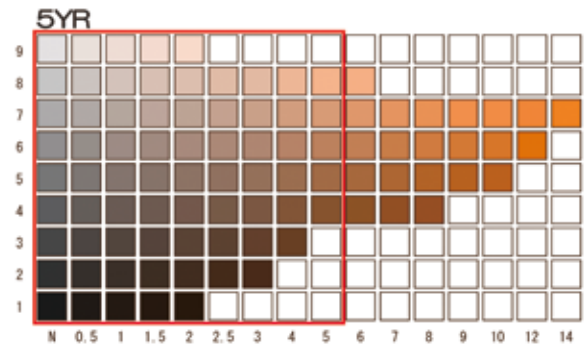
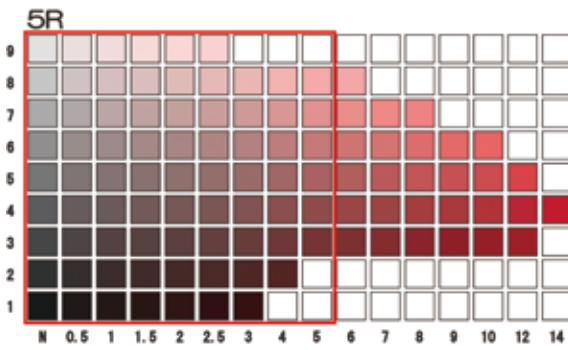
必須基準 (外壁・屋根)
 推奨基準 (外壁)
 推奨基準 (屋根)

■まちゾーン



必須基準（外壁・屋根）
 推奨基準（外壁）
 推奨基準（屋根）

■長崎街道・柳町景観形成地区、城内景観形成地区



色相基準（外壁・屋根）

2. 用語解説

あ行

石井樋	元和年間（1615-1623）に成富兵庫茂安 <small>なりどみひょうごしげやす</small> の指導により、嘉瀬川から佐賀市の中心部に向かって流れる多布施川に水を分けるために造られた取水施設のこと。取水は佐賀城下の生活用水と農業用水として使われた。公園内には、大井手堰、象の鼻、天狗の鼻、出鼻、石井樋、二ノ手堰などがあり、当時の石積みも数多く残っている。
美しい国づくり政策大綱	国土交通省が平成 15 年 7 月に、歴史や文化、風土など地域の個性を重視しながら美しい国づくりを進めるため、景観の保全や水辺の再生に総合的に取り組む基本法制の制定など 15 の具体的な施策を盛り込んだ政策大綱。
オープンスペース	公園・広場・河川・山林・農地など、建物によって覆われていない土地で、道路等を除いた土地の総称。

か行

環境基本計画	佐賀市環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定した環境の保全等に関する基本的な計画。平成 20 年 3 月策定。
景観アドバイザー	より良い景観を形成するため、個々の案件について景観の視点からアドバイスを行う、建築、土木、造園、都市計画、色彩計画など様々な立場の専門家。
景観行政団体	景観法に基づく諸施策を実施する行政団体。地方自治法上の指定都市、中核市の区域にあってはそれぞれ当該市が、その他の区域にあっては都道府県がなるが、その他の市町村も都道府県との協議により、都道府県に代わって景観行政団体になることができる。景観行政団体は、景観計画の策定・変更と景観計画に基づく行為の規制などの業務を行う。 本市においては、平成17年6月18日に景観行政団体に移行した。
景観計画	景観法に基づき、景観行政団体が良好な景観の保全・形成を図るために定める計画。景観計画には、①景観計画の区域、②良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項、③景観重要建造物・樹木の指定の方針等を定めることとされている。
景観計画区域	景観法の規定に基づき、景観行政団体が良好な景観の保全・形成を図るため策定した景観計画の計画区域。区域内では景観計画に基づき、良好な景観の保全・形成のため、緩やかな規制・誘導が行われる。

景観法	都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進し、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び个性的で活力のある地域社会の実現を図るため、景観に関する国民共通の基本理念や国、地方公共団体、事業者、住民それぞれの責務を定めるとともに、行為規制や公共施設の特例、支援の仕組み等を定めた法律として平成16年6月に成立し、公布された法律。全面施行は平成17年6月。
国土の保全機能	雨水を一時的に貯え、雨水の急激な流出防止、下流での洪水や周辺での浸水を防止・軽減、地すべり、土砂崩れなどの発生を抑える機能であり、森林や水田等の持つ公益的機能のひとつ。

さ行

条里制	日本において、古代から中世後期にかけて行われた土地区画（管理）制度である。ある範囲の土地を約109m間隔で直角に交わる平行線（方格線）により正方形に区分するという特徴がある。
水源かん養機能	森林の土壌層に、雨水を浸透、貯水し、水質を浄化したり、河川の流量を平準化したりする機能。国土保全、自然環境の保全、地球温暖化の防止とともに、森林の持つ公益的機能のひとつ。
生物多様性	いろいろな生物が存在している様子。生態系の多様性、種における多様性、遺伝子の多様性など、各々の段階でさまざまな生命が豊かに存在すること。

た行

中心市街地活性化基本計画	本市における、中心市街地を活性化していくための基本的な考え方や方針、具体的な施策をまとめた計画。中心市街地活性化の定義は街を多くの人が歩くこととし、また、活性化のエリアは中心商店街と、隣接する業務地域、住居地域まで含めた174haである。平成17年1月策定（平成21年3月時点修正）。
都市計画マスタープラン	佐賀市総合計画、佐賀都市計画区域マスタープラン（佐賀県決定）などの上位計画を踏まえ、市町村における都市の将来像や土地利用の基本方針あるいは都市施設（道路・公園・下水道など）の整備方針などを明らかにすることにより、都市計画の総合的な指針としての役割を果たすもの。平成22年3月策定。
土地区画整理事業	都市計画区域内の土地について、公共施設の整備・改善、宅地としての利用増進を図るため、土地区画整理法に基づいて行われる土地の区画・形質の変更、公共施設の新設または変更などに関する事業のこと。

は行

文化的景観	人間と自然との相互作用によって生み出された景観のこと。 文化財保護法により「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」と定義。
-------	--

ま行

みどりの基本計画	佐賀市みどりあふれるまちづくり条例に基づく緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画。山や農地、公園・緑地、学校や住宅の庭のみどりなど、幅広く対象にした『みどり』に関する総合的な計画。平成19年3月策定。
みどり重点地区	市街地の良好な都市景観を創り出すために、佐賀市みどりあふれるまちづくり条例に基づき指定する地区。重点地区に係る緑化推進計画を定め、優先的かつ重点的に緑化の推進を図っていく。

ら行

歴史的風致維持向上計画	歴史的風致の維持及び向上を図るために、文部科学省（文化庁）・農林水産省・国土交通省の共管で制定された「歴史まちづくり法（正式名：地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律）」に基づき、市町村が定める計画。計画が国の認定を得ることで、計画で定める重点区域内において、法に基づく様々な特別の措置、歴史的建造物の修理や景観上の改善等に対し国による支援が受けられる。
歴史的風致維持向上計画の重点区域	歴史的風致維持向上計画の中で定める区域。重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地の区域及びその周辺の区域、又は重要伝統的建造物群保存地区内の土地の区域及びその周辺の区域であることが、重点区域を定める条件となっている。計画で定めた事業や様々な取り組みに対し国の支援を受けながら、歴史資産を活用したまちづくりを展開する区域が重点区域である。

(問い合わせ先)

佐賀市 建設部 建築指導課 景観係
〒840-8501 佐賀市栄町1番1号
TEL : 0952-40-7172
FAX : 0952-40-7392
E-mail : kenchikushido@city.saga.lg.jp



佐賀市

発行日 : 平成 24 年 3 月

この冊子は1部あたり1,029円で作成しています。
(ただし人件費等間接経費は含まれておりません。)

リサイクル適性 
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。